

第4次

真岡市
男女共同参画
社会づくり計画

令和4(2022)年度



令和8(2026)年度



2022年3月

真岡市

真の男女共同参画社会の実現に向けて



人口減少社会の本格化、未婚・単独世帯の増加、ライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、全ての個人が互いにその人権を尊重し喜びを分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

本市では、これまで、平成23年4月に「真岡市男女共同参画推進条例」を施行、平成29年3月に「第3次真岡市男女共同参画社会づくり計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。

しかしながら、近年頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行等により、安定した暮らしが脅かされ、特に非正規雇用の女性など社会的に弱い立場にある方々が、所得の減少などの影響を受けています。さらに、根深い固定的な性別役割分担意識を背景に、いまだに社会制度や慣行の中に見直すべき課題が散見されます。

このような社会情勢の中、これまでの成果と課題を踏まえ、『第4次真岡市男女共同参画社会づくり計画』を策定しました。本計画の策定にあたっては、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市の推進計画としても位置付けています。

今後も、だれもが家庭・地域・職場などあらゆる分野において、個性と能力を発揮することができるよう、市民・団体・企業等との連携・協働のもと、男女共同参画の実現に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご提言をいただきました真岡市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

真岡市長 石坂 真一

<目次>

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画策定の背景	4
第3節 SDGs(持続可能な開発目標)との関わり	6
第4節 計画の位置づけ.....	7
第5節 計画の期間.....	8
第6節 計画の策定経過	9
第2章 市の状況	11
第1節 統計にみる現状	13
第2節 意識調査からみる現状.....	20
第3節 第3次計画の成果指標	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
第1節 基本理念	39
第2節 基本目標	40
第3節 施策の体系.....	41
第4節 重点的な取組	42
第4章 計画の内容	43
第1節 基本目標1 男女共同参画社会を支える意識の形成.....	45
第2節 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	49
第3節 基本目標3 暴力の根絶と安心して暮らせるまちづくりの推進	55
第4節 第4次計画の成果指標	62
第5章 計画の推進	63
第1節 計画の推進体制	65
第2節 計画の進行管理	66
資料編	67
第1節 用語集	69
第2節 関連法規	73

文章中など、(*)マークがついている用語につきましては、69ページからの「『資料編』第1節 用語集」に解説がありますので、ご参照ください。

第1章

計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

男女共同参画社会(*)とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と「男女共同参画社会基本法(*)」に定義されています。

男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向(*)・性自認(*)（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々の人権が尊重され、社会経済情勢の変化にも対応できる社会や、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、社会の構成員として支えあう社会の実現に繋がります。

近年、甚大な被害をもたらす自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的流行などにより、非常時における固定的な役割分担意識の顕在化や、非正規雇用やひとり親等の生活上の困難を抱えやすい女性の増加、様々な事柄を背景とする暴力などの問題が生じています。

これらは、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいことや仕事と子育て・介護・看護等の両立の難しさなどが関係しており、課題解決が急務となっています。

本市においては、平成14年3月に、「真岡市男女共同参画社会づくり計画」(平成14年～平成23年)を策定してから、様々な施策に取り組んできました。

また、平成23年4月に「真岡市男女共同参画推進条例」を施行し、市の目指す施策の方向性を明らかにしました。

平成29年3月には、令和3年度を目標年度とする「第3次真岡市男女共同参画社会づくり計画」を策定し、人権の尊重や男女共同参画意識づくり、ワーク・ライフ・バランス(*)の推進、あらゆる分野における男女共同参画の推進などの施策に取り組んできました。

こうした施策の展開により、女性の労働力率(*)が高い傾向にありますが、家庭での女性の負担感が高く、根強い固定的役割分担意識が残っている現状であります。しかし、少子高齢化、人口減少問題などに対応し、持続可能な社会づくりの上で女性活躍推進は重要なものとなっています。

世代を超えた男女の理解の下、誰もが、職場・家庭・地域等生活の様々な場面において、自らの選択に基づき、自信とやりがいをもって多様な役割を果たし活躍できる社会に向けた取組が引き続き求められています。

こうした状況に対応し、男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むため、「第4次真岡市男女共同参画社会づくり計画」を策定いたします。

第2節 計画策定の背景

(1)国の動き

男女共同参画関連

■「男女共同参画基本計画(*) (第5次)」の策定(令和2年)

令和2年12月、「男女共同参画基本計画(第5次)」が策定されました。「あらゆる分野における女性参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会(*)の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つを基本的な方針として位置づけています。また、4つの政策領域ごとに、監視・評価すべき目標を設定し、計画の着実な進行を図っています。

女性活躍推進関連

■「女性活躍推進法」の改正(令和元年)

令和元年に改正され、労働者101人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況や課題に関する情報の公表、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが義務づけられることになりました。また、地方公共団体には、地域における推進計画の策定に対する措置義務が規定されました。(従業員100人以下は努力義務)

■働き方改革実行計画(平成29年)

一人ひとりの意思や能力、おかれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求するとともに、働く人の視点に立って、労働制度の抜本的改革を行い、企業文化や風土を変えるための「働き方改革実行計画」が策定されました。

女性に対する暴力関連

■DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)の改正(令和元年)

平成26年に一部改正され、法律婚または事実婚の配偶者(婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む)に加え、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者も法が適用されることになりました。令和元年の一部改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童相談所との連携が規定されました。

■パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)の改正(令和2年)

令和2年に改正され、職場におけるパワーハラスメント防止のため、企業は、防止に向けた啓発や罰則規定等の制定、苦情などに対する相談体制の整備、被害者への配慮と再発防止などの雇用管理上必要な防止に対する措置義務が規定されました。

(2)県の動き

男女共同参画関連

■「とちぎ男女共同参画プラン(五期計画)」の策定(令和3年)

令和3年2月、四期計画策定後の社会状況の変化や取組の成果、課題等を踏まえ、「男女共同参画推進の環境づくり」、「あらゆる分野における男女共同参画の促進」、「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の3つを基本目標とした、「とちぎ男女共同参画プラン(五期計画)」を新たに策定しました。

女性活躍推進関連

■「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(第2期)」の策定(令和3年)

令和3年3月に、「女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置」、「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備」などを施策の基本と定めた「栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画(第2期)」を新たに策定しました。

■とちぎ女性活躍応援団の設立(平成28年)

知事をトップに、官民協働によるオール栃木体制で働き方改革や女性活躍を推進するため、産学官をはじめ、労働、医療・福祉、農林、建設・運輸、金融等、様々な分野の圏域をカバーする27の団体や企業で構成される「とちぎ女性活躍応援団」が設立されました。

女性に対する暴力関連

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次改訂版)の策定(平成29年)

DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)の改正を反映させ、「DVを許さない社会づくりの推進」、「DV被害者支援対策の充実」、「DV対策の推進体制の充実」を基本目標に定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第3次改訂版)」を新たに策定しました。

(3)その他関連する動き

■G7「女性の能力開花のためのG7行動指針」の策定(平成28年)

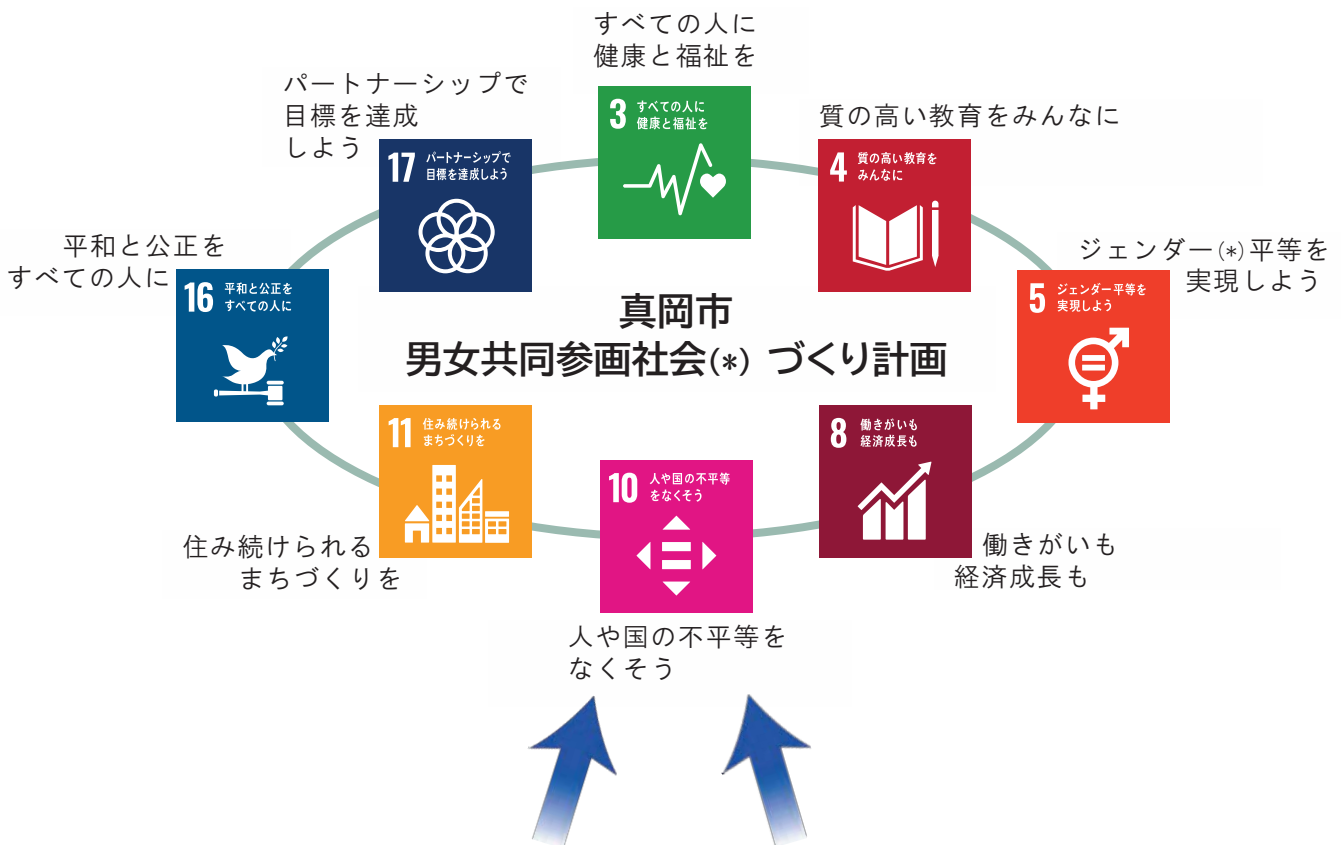
G7では、持続可能な開発のための2030アジェンダと全ての持続可能な開発目標(SDGs)の実施に貢献するために、ジェンダー(*)格差の解消や、女性の社会進出等について具体的な行動をとる指針となる「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」を定めました。

第3節 SDGs(持続可能な開発目標)との関わり

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)が掲げられ、17の目標が設定されました。

本計画を推進することで、以下の目標の達成を図っていきます。

＜ 本計画を推進することで達成される目標 ＞



＜＜ SDGs 17の目標 ＞＞

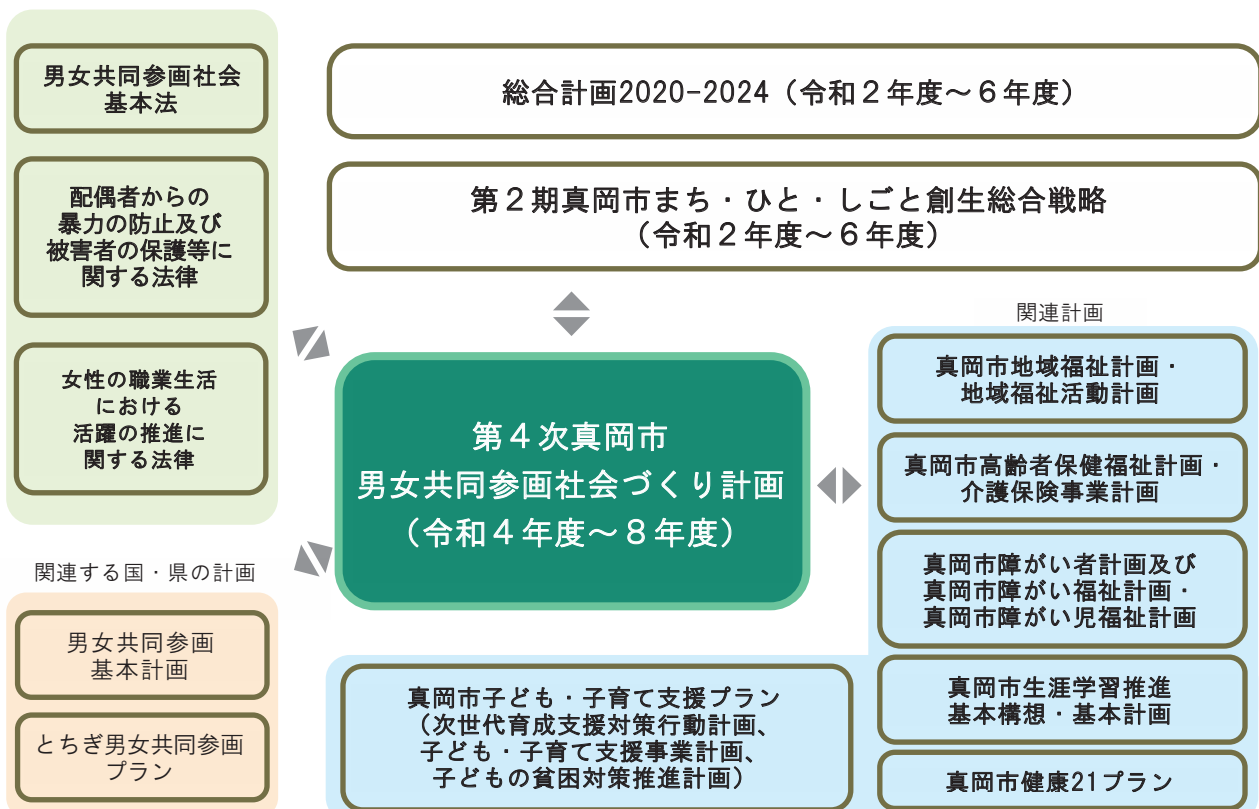


第4節 計画の位置づけ

本計画は、以下のような性格をもつ計画として策定します。

- (1) 国の「男女共同参画基本計画(*) (第5次)」、県の「とちぎ男女共同参画プラン(五期計画)」のほか、市の「総合計画」をはじめとする市の各計画、プランとの整合を図った計画です。
- (2) 「真岡市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づいて、真岡市の男女共同参画社会(*) の推進を図るための基本的な方向と具体的施策を明らかにし、推進のための指針となるものです。
- (3) 「真岡市男女共同参画推進条例」第8条に基づく市の男女共同参画の推進に関する「行動計画」です。
- (4) 平成14年3月に策定した「真岡市男女共同参画社会づくり計画」以降の市の取組状況を踏まえ、第4次計画にあたるものとして位置づけます。
- (5) 「男女共同参画社会基本法(*)」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (6) 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。
- (7) 「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。

〈 計画の位置づけ 〉



第5節 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

本計画の実施状況については、「真岡市男女共同参画推進条例」第19条に基づき、毎年度報告書を作成し、これを公表します。

なお、社会情勢の動向や変化、計画の進行状況等に応じて適宜見直しを行います。

〈 計画の期間 〉

	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
真岡市	総合計画2020-2024 【前期基本計画】 (令和2年度～6年度)			【後期基本計画】 (令和7年度～11年度)		
	第4次真岡市男女共同参画社会づくり計画 (令和4年度～8年度)					
県	とちぎ男女共同参画プラン(五期計画) (令和3年度～7年度)					
国	男女共同参画基本計画(*) (第5次) (令和2年度～12年度)					



第6節 計画の策定経過

本計画は、以下のような過程を経て策定しました。

(1)男女共同参画社会に関する調査

市民や、市内に事業所をもつ関係者の皆様に対する意識調査を実施し、現状と課題の把握に努めました。

〈 計画策定にあたり実施した調査の概要 〉

	一般市民調査	中学生調査	事業所調査
実施目的	男女共同参画に関する市民意識や実態、要望などの把握		市内事業所における就労の状況や、男女共同参画に関する取組の実態把握
方法	郵送配布・郵送回収による調査票記入方式		
実施時期	令和2年11月11日(水)～11月30日(月)		
対象	市内在住の満16歳以上の市民2,000名	市内中学校在学の中学2年生292名	真岡商工会議所・にのみや商工会・真岡工業団地総合管理協会のいずれかに所属する事業所300件
配布数	2,000件	292件	300件
有効回収数	932件	196件	100件
有効回収率	46.7%	67.1%	33.3%

(2)各種会議

男女共同参画審議会

各種団体の代表者や有識者等の知見を計画に反映していくため、男女共同参画に関する重要事項について審議し、必要と認める事項について、市長からの諮問に応じて意見を述べました。

男女共同参画社会(*)づくり計画推進会議

計画の総合的かつ効果的な企画推進を図るため、毎年度の男女共同参画施策の実施状況を踏まえ、本市の課題と取り組むべき施策について検討するとともに、庁内関係各課及び関係機関との連絡調整を図りました。

(3)パブリック・コメントの実施

令和3年12月から令和4年1月にかけてパブリック・コメントを実施し、市民の方から広くご意見を募りました。



第2章

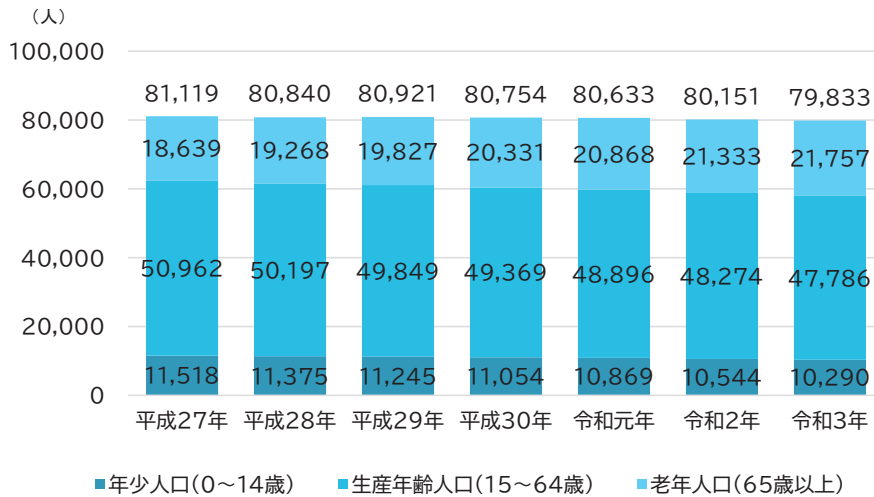
市の状況

第1節 統計にみる現状

(1) 人口

■年齢3区分の人口

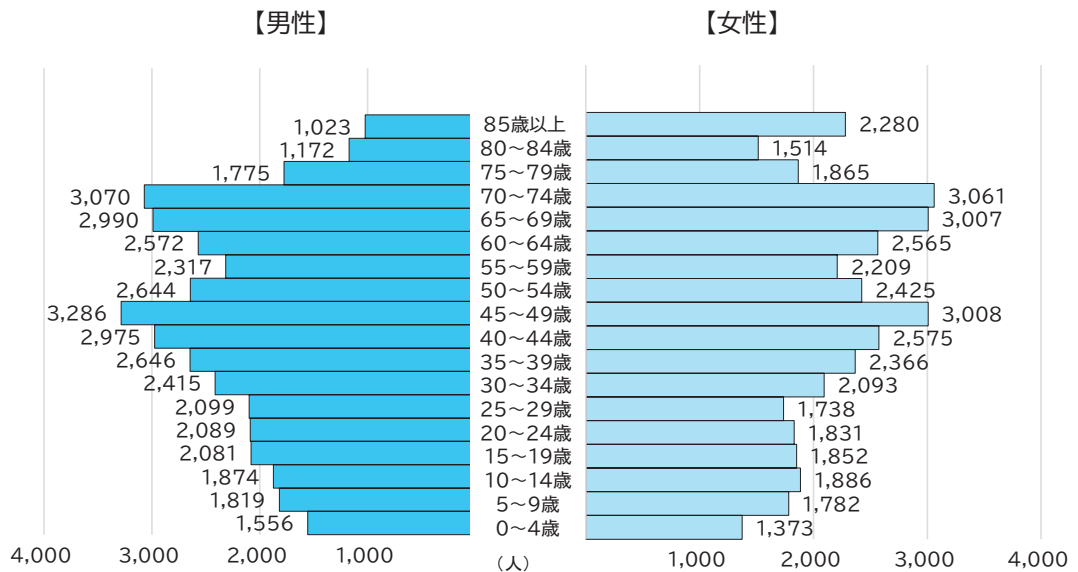
総人口は、令和3年で79,833人となっており、近年は減少傾向にあります。年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口と年少人口の減少が続く一方、老年人口は増加が続いています。



住民基本台帳(各年4月1日現在)

■男女別人口

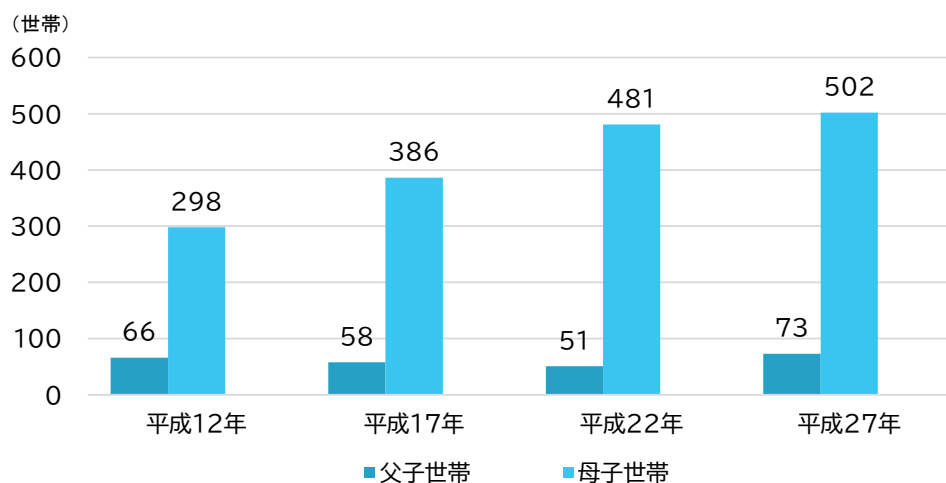
人口を男女別に見ると、15~19歳以上、60~64歳以下の年齢層ではいずれも男性が女性よりも多い一方、85歳以上では女性が男性の2倍以上となっています。



住民基本台帳(令和3年4月1日現在)

(2) ひとり親世帯数

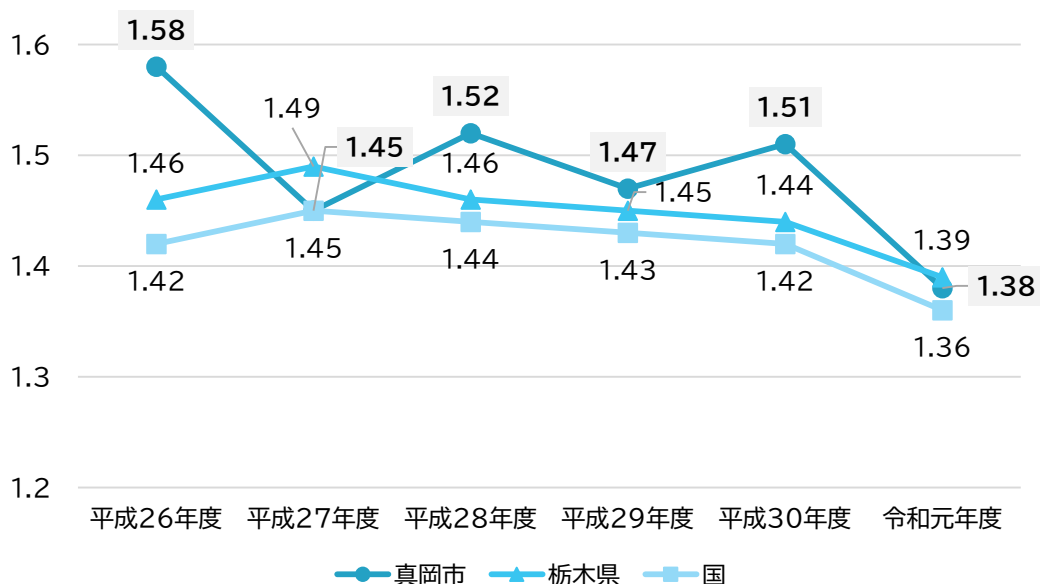
父子世帯、母子世帯ともに増加していますが、特に母子世帯の増加傾向が強くなっています。



国勢調査(平成27年)

(3) 合計特殊出生率

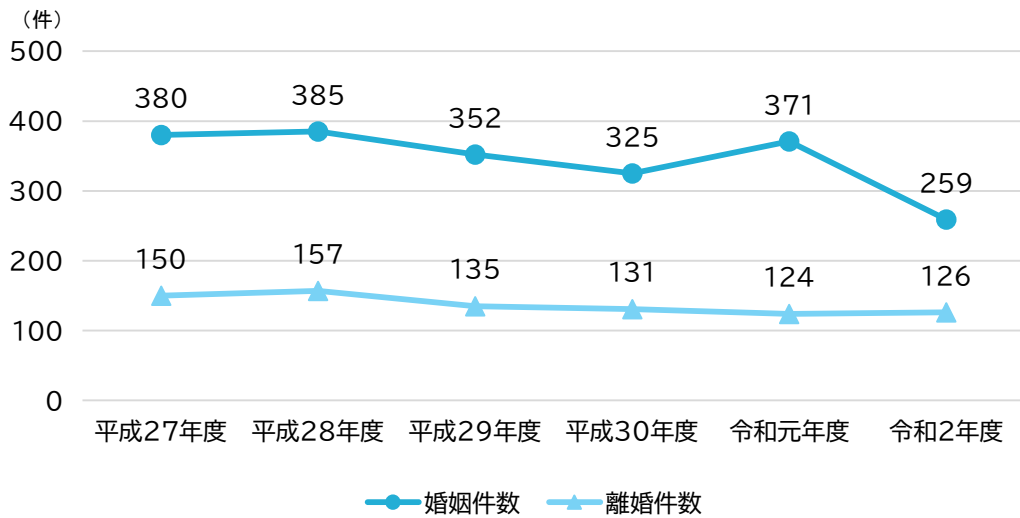
合計特殊出生率(*)は、栃木県や国よりもやや高い水準で推移していましたが、令和元年度は栃木県や国と同水準となっています。



令和2年版真岡市統計書(栃木県保健統計年報各年)

(4) 婚姻・離婚件数

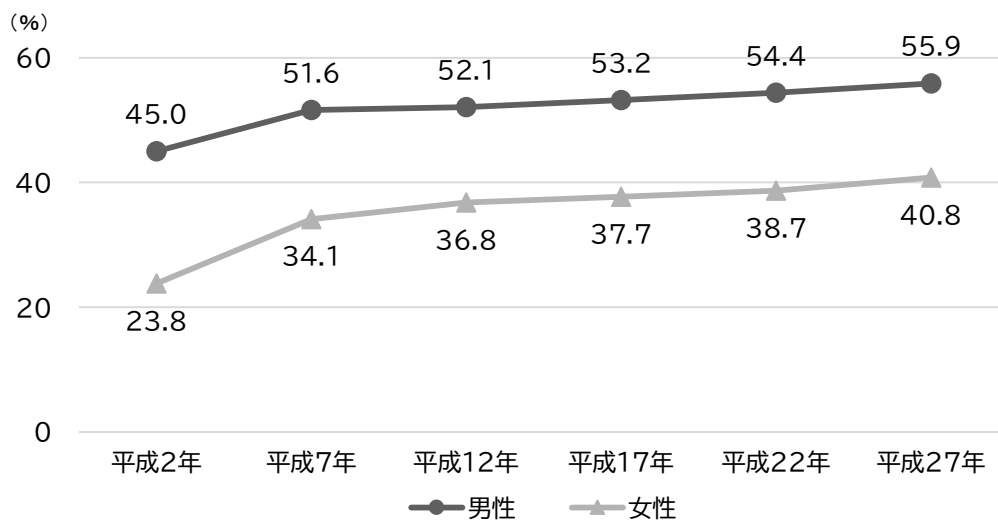
「令和婚」の影響か、平成30年度に比べて令和元年度の婚姻数は多くなっていますが、婚姻数、離婚数ともにおおむね減少傾向にあります。



令和2年版真岡市統計書

(5) 未婚率

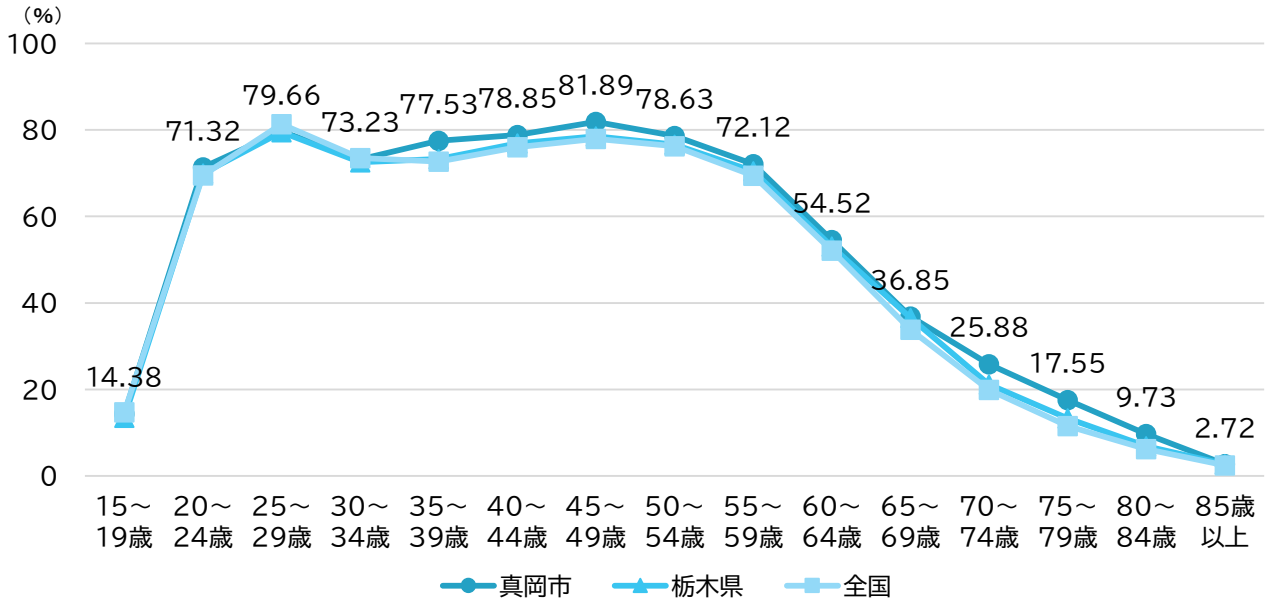
20～39歳の未婚率は、男性、女性ともに未婚率が上昇しており、平成27年時点を20年前と比べると男性は4.3ポイント、女性は6.7ポイント増えています。



国勢調査(平成27年)

(6) 労働力人口

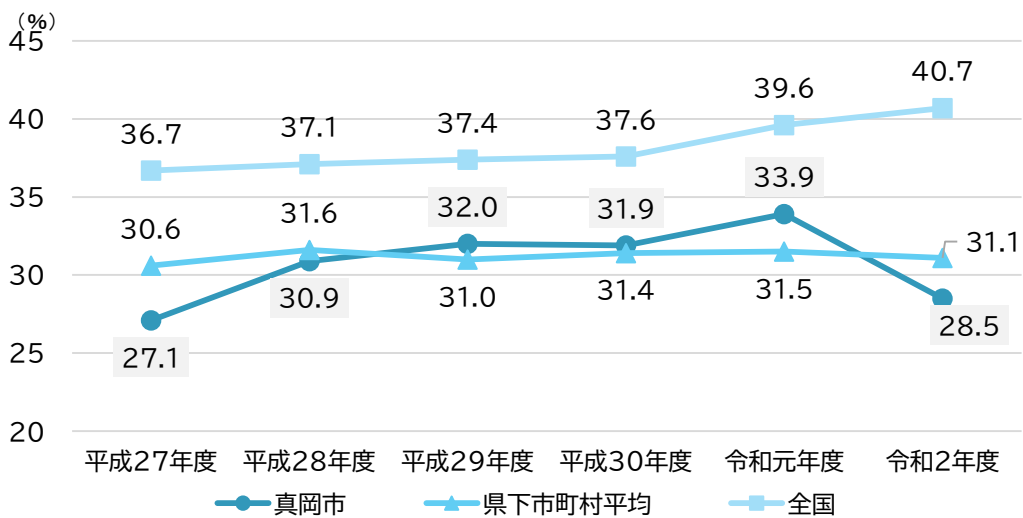
市の5歳階級別女性の労働力率は、35歳から84歳までの年代で国や県よりも高く、特に国のM字カーブ(*)の谷である35～39歳や70歳代で、真岡市は高いのが特徴です。



国勢調査(平成27年)

(7) 審議会等委員への女性の登用比率

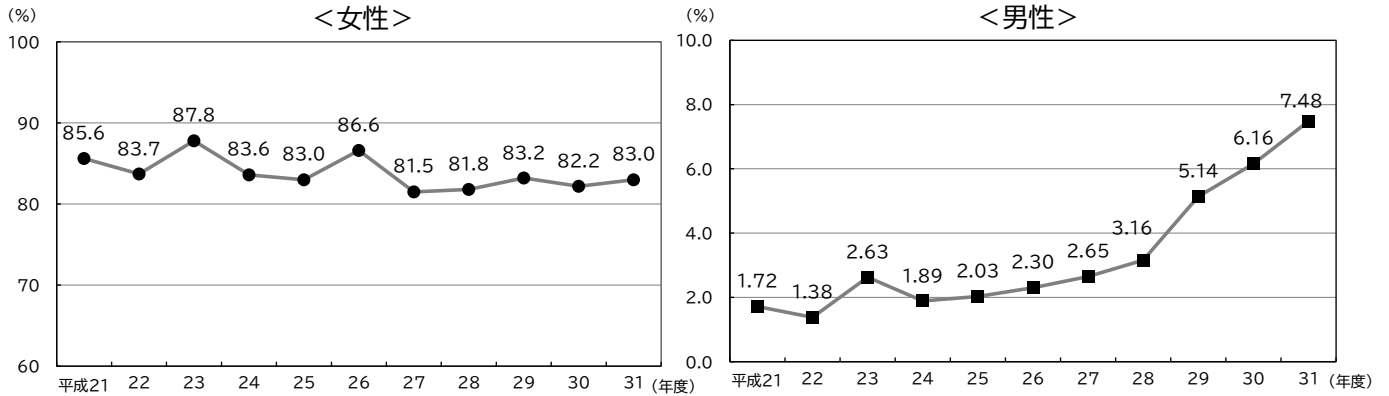
目標を設定している審議会等委員への女性の登用比率は、平成28年度に30%を超えておりましたが、令和2年度は28.5%となり、県下市町村平均より下回っています。



内閣府 男女共同参画局(地方公共団体における男女共同参画社会(*)の形成又は女性に関する施策の推進状況)
(各年度4月1日現在)、市の数値は、各年度3月31日現在

参考① 国の育児休業取得率

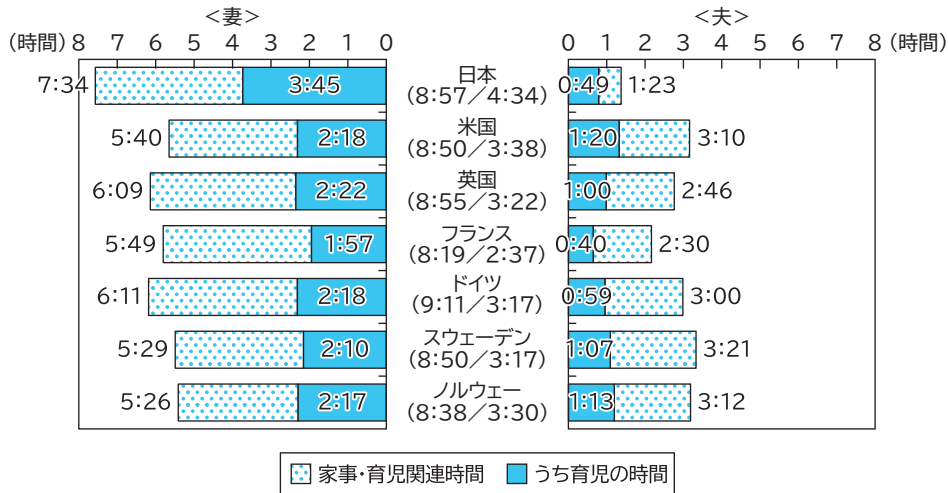
国の育児休業取得率をみると、女性は80%を超えているのに対し、男性をみると、近年は増加傾向にあります。それでも7%台となっています。



厚生労働省「平成27年度～30年度雇用均等基本調査(速報)」

参考② 6歳未満児のいる夫婦の家事・育児関連時間

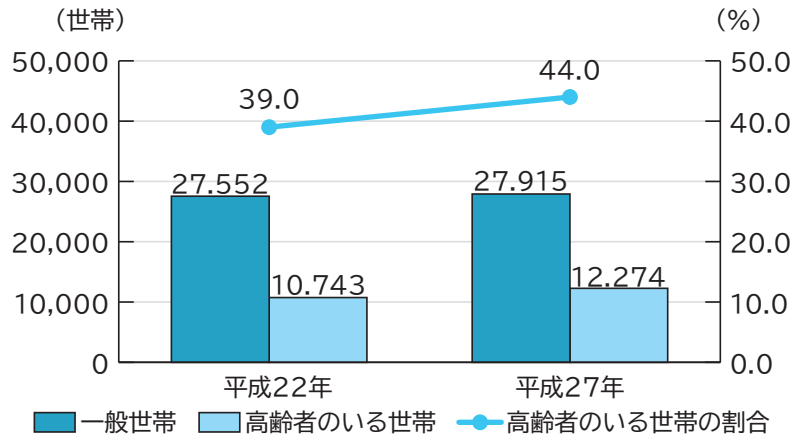
日本の6歳未満児のいる夫婦の家事・育児関連時間をみると、他国より<妻>の家事・育児関連時間が長く、<夫>の家事・育児関連時間が短い傾向にあります。



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2016) 及び Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004) より作成。
2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。
3. 国名の下に記載している時間は、左側が「家事・育児関連時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。右側が「うち育児の時間」の夫と妻の時間を合わせた時間。

参考③ 高齢者世帯数

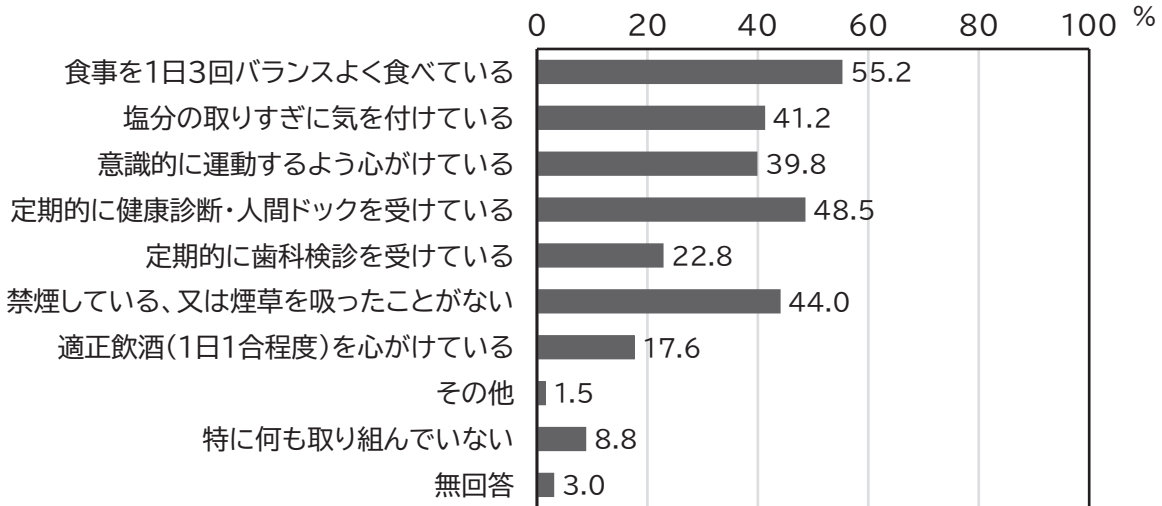
高齢者のいる世帯の割合は増加傾向にあります。



第8期真岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

参考④ 健康づくりのために取り組んでいること

令和2年度真岡市市民意向調査によれば、健康づくりのために取り組んでいることとして、「食事を1日3回バランスよく食べている」が55.2%で最も高く、「定期的に健康診断・人間ドックを受けている」が48.5%で続きます。



令和2年度真岡市市民意向調査

参考⑤ ジェンダー・ギャップ指数 2021

世界経済フォーラムが、各国における男女の格差を測るジェンダー・ギャップ指数(*) を発表し、2021年の日本の総合スコアは0.656、順位は156か国中120位(前回は153か国中121位)でした。前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

<ジェンダー・ギャップ指数とは>

「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

ジェンダーギャップ指数 (2021) 上位国及び主な国の順位				
順位	国名	値	前年値	前年からの 順位変動
1	アイスランド	0.892	0.877	-
2	フィンランド	0.861	0.832	1
3	ノルウェー	0.849	0.842	-1
4	ニュージーランド	0.840	0.799	2
5	スウェーデン	0.823	0.820	-1
11	ドイツ	0.796	0.787	-1
16	フランス	0.784	0.781	-1
23	英国	0.775	0.767	-2
24	カナダ	0.772	0.772	-5
30	米国	0.763	0.724	23
63	イタリア	0.721	0.707	13
79	タイ	0.710	0.708	-4
81	ロシア	0.708	0.706	-
87	ベトナム	0.701	0.700	-
101	インドネシア	0.688	0.700	-16
102	韓国	0.687	0.672	6
107	中国	0.682	0.676	-1
119	アンゴラ	0.657	0.660	-1
120	日本	0.656	0.652	1
121	シエラレオネ	0.655	0.668	-10

世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2021」

第2節 意識調査からみる現状

令和2年度に実施した真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査の主な結果は、以下のとおりです。

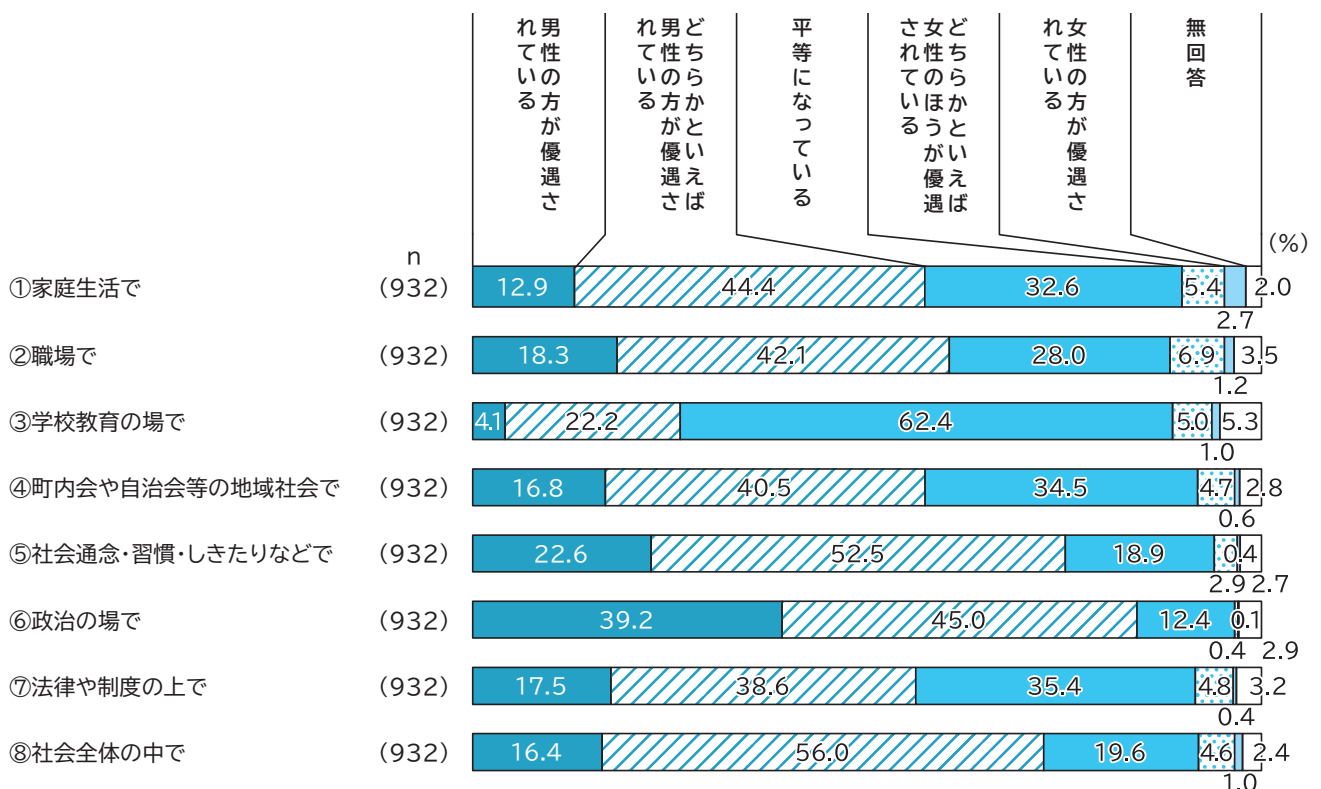
(1)男女平等意識について

①男女の地位の平等に対する考え

■一般調査

男女の平等感について分野別でみると、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた《男性優遇》は、“政治の場”が84.2%と最も高く、“社会通念・習慣・しきたり等”で75.1%、“社会全体”としては72.4%となっています。また、“学校教育の場”では「平等」が62.4%と、他の分野より高くなっています。

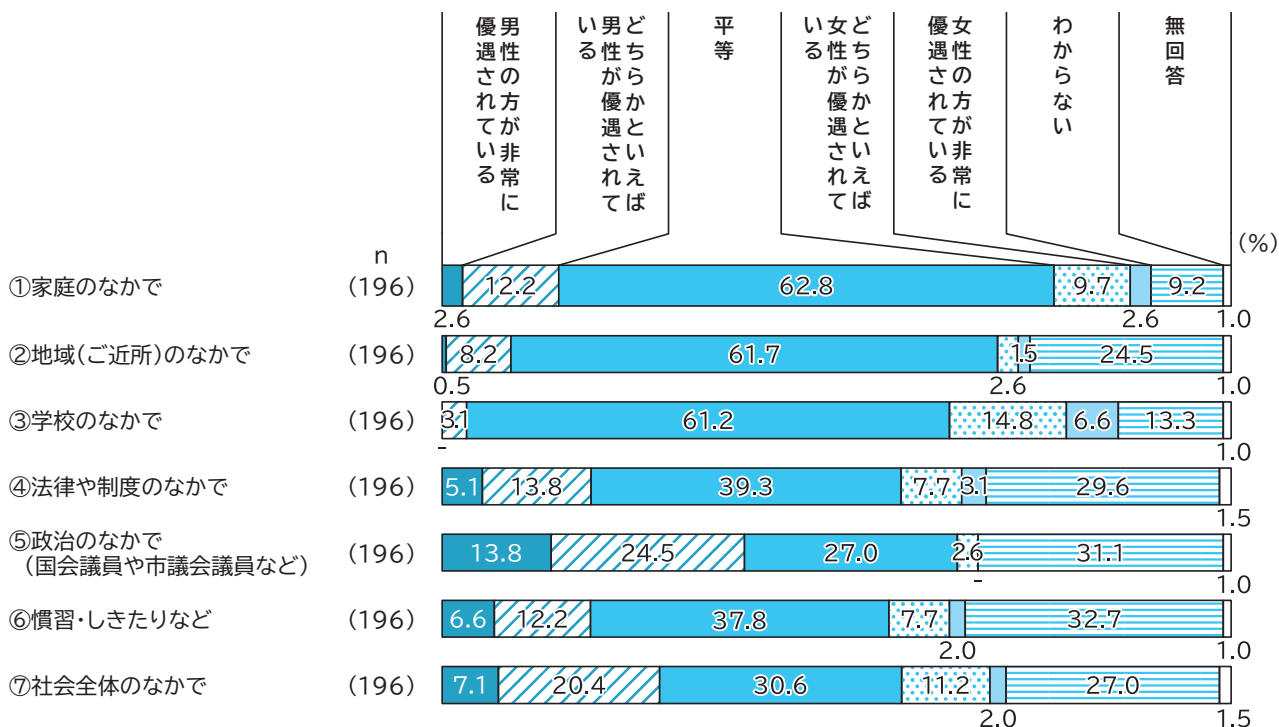
◇一般調査：男女の地位はどの程度平等になっていると思うか(単数回答)



■中学生調査

男女の平等感について分野別でみると、すべての分野で「平等」が最も多くなっています。一方、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた《男性優遇》は“政治のなかで(国会議員や市議会議員など)”、“社会全体のなかで”で比較的高くなっています。

◇中学生調査:男女の立場は平等になっていると思うか(単数回答)

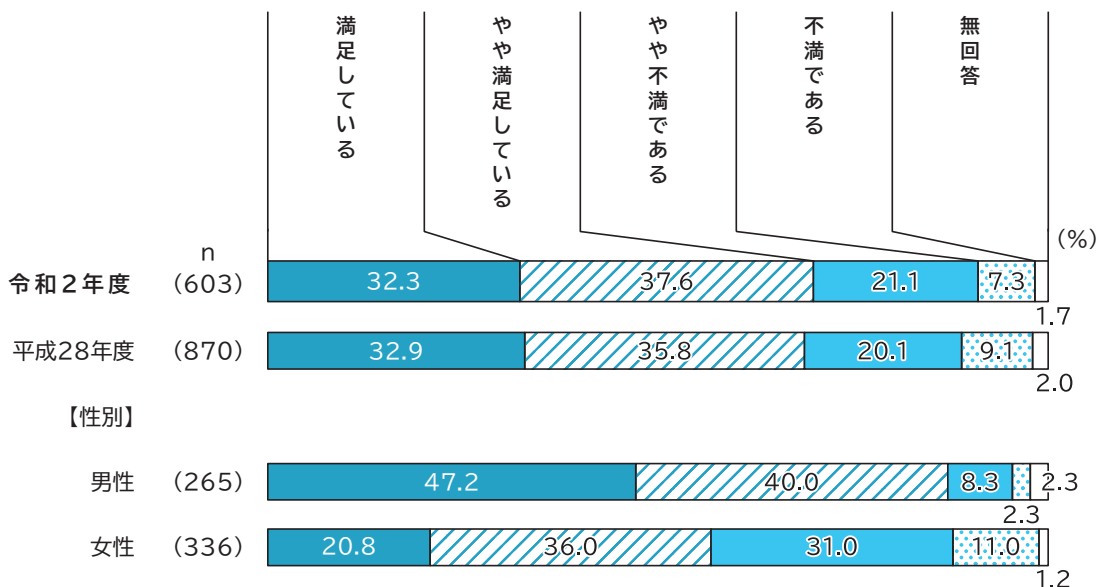


②夫婦間の役割分担の満足度

夫婦間の役割分担の満足度では、「やや満足している」が37.6%で最も多く、「満足している」(32.3%)を合わせた《満足》は69.9%となっています。

性別でみると、男性では《満足》が87.2%を超えています。一方、女性では《満足》は男性より低く、56.8%にとどまります。

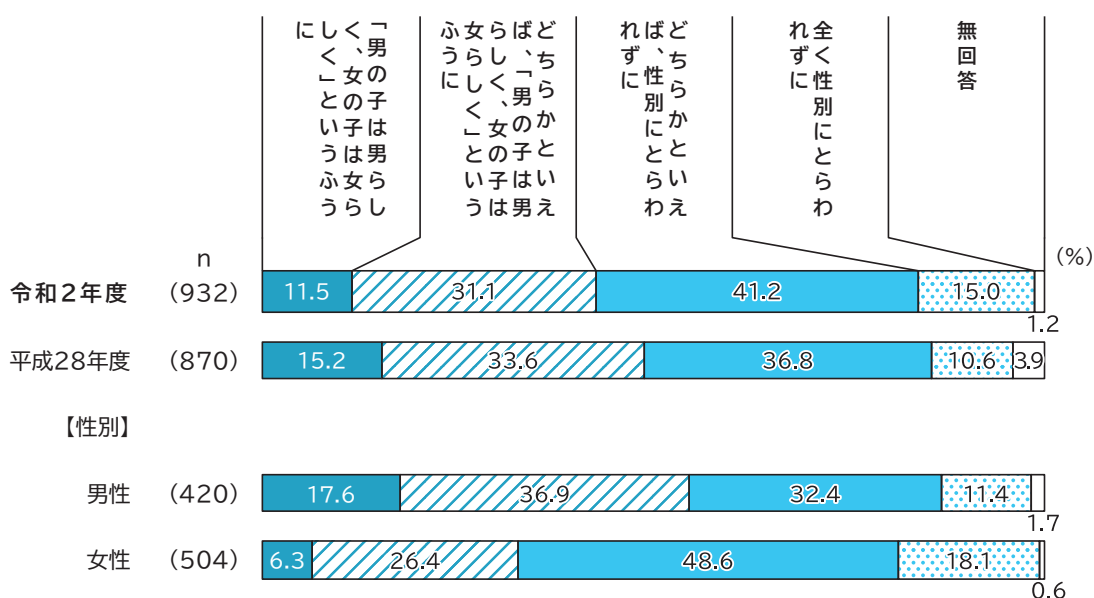
◇一般調査:夫婦の間の役割分担の現状について、どのように思っているか(単数回答)



③子どもの育て方に対する考え方

子どもの育て方に対する考え方は、「どちらかといえば、性別にとらわれずに」が41.2%と高くなっています。性別で見ると、<「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という意見は男性の方が女性より10ポイント以上高く、一方、<性別にとらわれずに>という意見は女性の方が高い傾向にあります。

◇一般調査:自分の子どもをどう育てたいと思うか(単数回答)

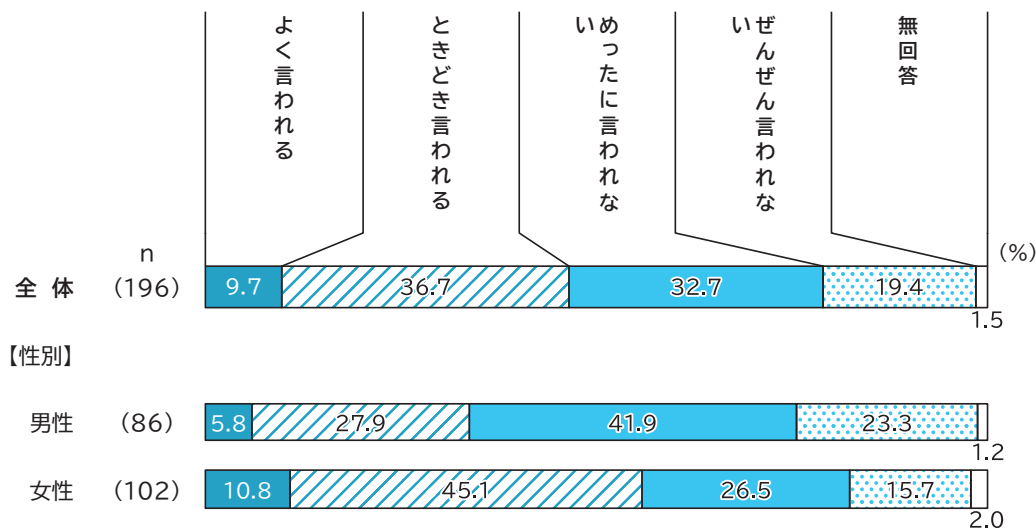


④「男だから」「女だから」と言われた経験

「男だから」「女だから」と言われた経験は、「よく言われる」(9.7%)と「ときどき言われる」(36.7%)を合わせた《言われる》は46.4%と半数近くとなっています。

性別で見ると、《言われる》は、女性(55.9%)の方が男性(33.7%)より22.2ポイント高くなっています。

◇中学生調査:「男だから」「女だから」と言われた経験はあるか(単数回答)

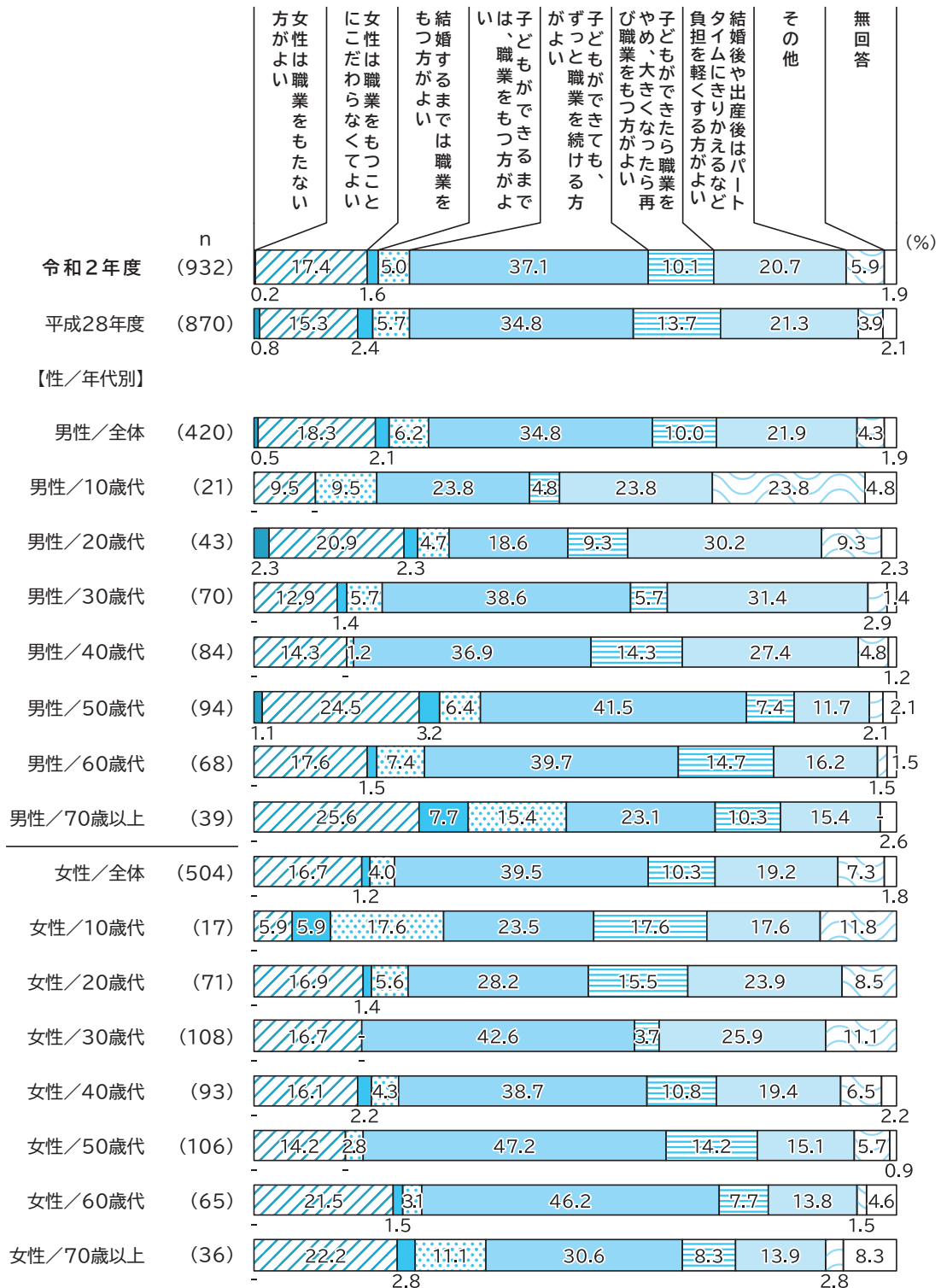


(2)女性と仕事について

①女性の就労についての考え

女性が職業をもつことへの考えについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が37.1%と最も高くなっていますが、性別で見ると女性の方が高い傾向にあります。また、「結婚後や出産後はパートタイムにきりかえるなど負担を軽くする方がよい」が20.7%、「女性は職業をもつことにこだわらなくてよい」が17.4%と続き、女性の就労は“家計の補助”的とみられる意見も一定数います。

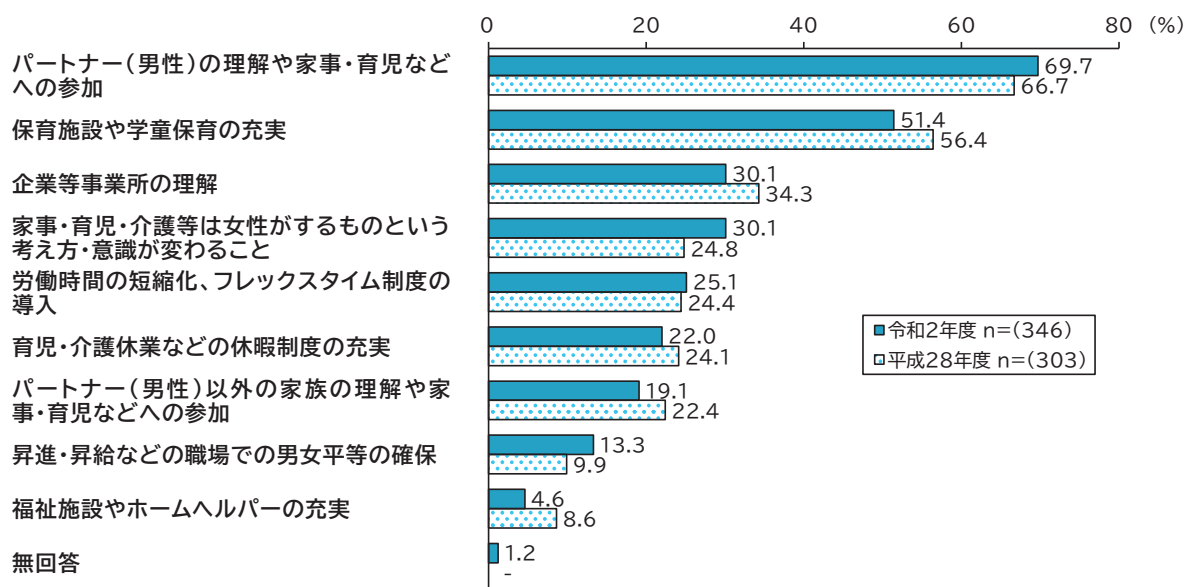
◇一般調査:女性が職業をもつことについてどう考えているか(単数回答)



②女性が結婚・出産後も働き続けるために重要なこと

女性が結婚・出産後も働き続けるために重要なことでは、「パートナー(男性)の理解や家事・育児などへの参加」が69.7%で最も高く、以下、「保育施設や学童保育の充実」(51.4%)、「企業等事業所の理解」「家事・育児・介護等は女性がするものという考え方・意識が変わること」(ともに30.1%)となっています。

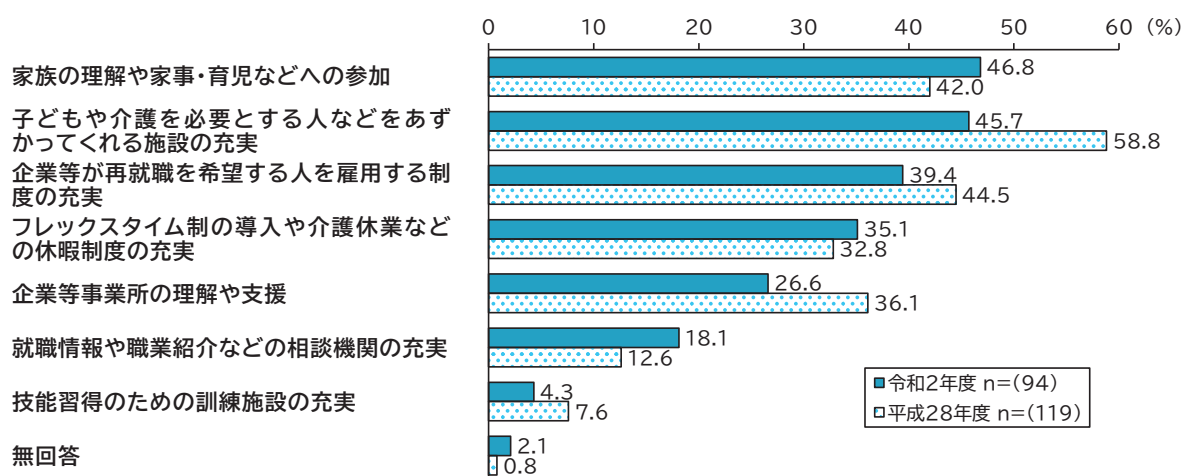
◇一般調査:女性が結婚・出産後も働き続けるためにどのようなことが重要だと思うか(複数回答)



③女性が結婚・出産後に再就職するために重要なこと

女性が結婚・出産後に再就職するために重要なことでは、「家族の理解や家事・育児などへの参加」が46.8%で最も高く、以下、「子どもや介護を必要とする人などをあずかってくれる施設の充実」(45.7%)、「企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実」(39.4%)、「フレックスタイム制の導入や介護休業などの休暇制度の充実」(35.1%)となっています。

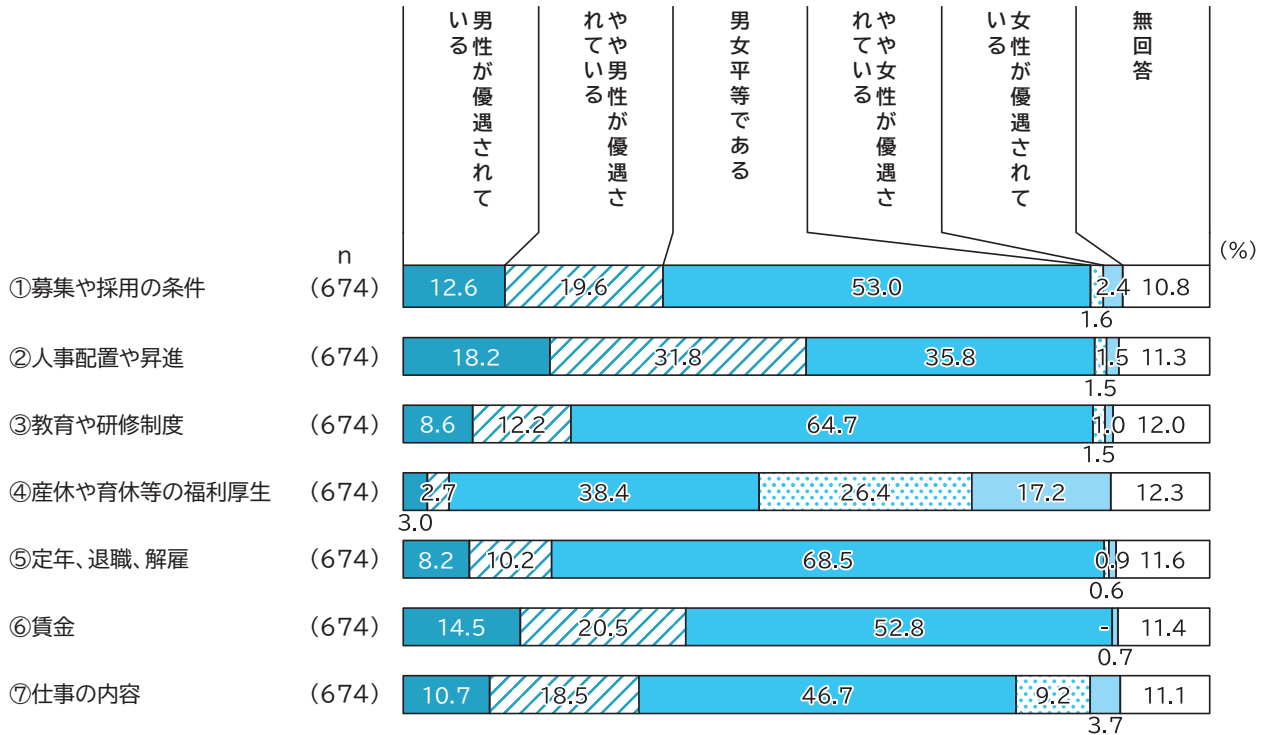
◇一般調査:女性が結婚・出産後に再就職するためにどのようなことが重要だと思うか(複数回答)



④職場での男女平等に対する考え

職場の男女の待遇に関して項目別でみると、「男性が優遇されている」と「やや男性が優遇されている」を合わせた《男性優遇》は、“人事配置や昇進”が50.0%と最も高く、“賃金”で35.0%、“募集や採用の条件”でも32.2%と高くなっています。

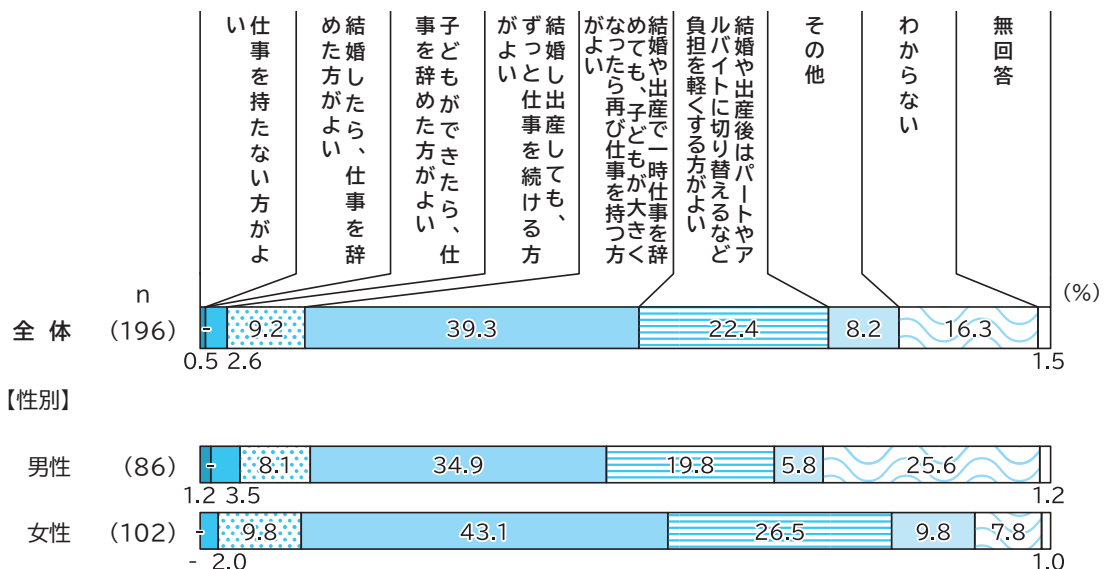
◇一般調査：職場での男女平等になっていると思うか(単数回答)



⑤女性が仕事を持つことについての考え

女性が仕事を持つことについての考えでは、性別でみると女性で「結婚や出産で一時仕事を辞めても、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が43.1%、「結婚や出産後はパートやアルバイトに切り替えるなど負担を軽くする方がよい」が26.5%と、ともに男性より高くなっています。

◇中学生調査：女性が仕事を持つことについてどのように考えているか(単数回答)



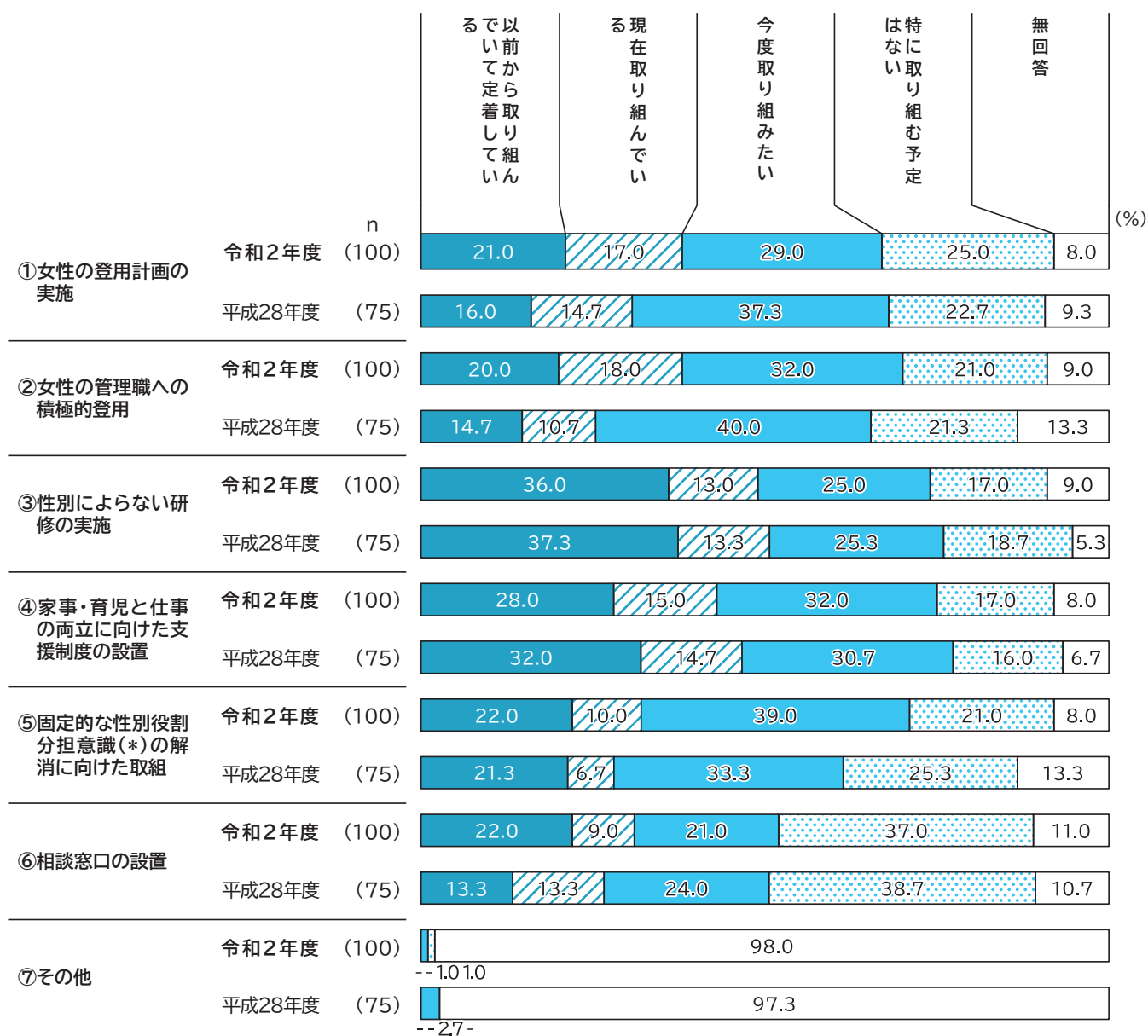
⑥ポジティブ・アクション(*) への取組状況

ポジティブ・アクションへの取組状況で、「以前から取り組んでいて定着している」と「現在取り組んでいる」を合わせた《取り組んでいる》は、“性別によらない研修の実施”が49.0%と高くなっています。

また、「今後取り組みたい」は“固定的な性別役割分担の解消に向けた取組”が39.0%で、「特に取り組む予定はない」は“相談窓口の設置”が37.0%で高くなっています。

前回調査と比較すると、《取り組んでいる》は増加傾向にあり、なかでも“女性の管理職への積極的登用”が25.4%から38.0%の12.6ポイント、“女性の登用計画の実施”が30.7%から38.0%の7.3ポイント、それぞれ増加しています。

◇事業所調査：ポジティブ・アクションへの取組状況について(単数回答)



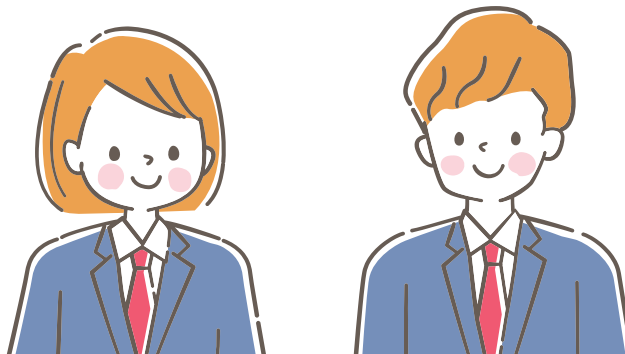
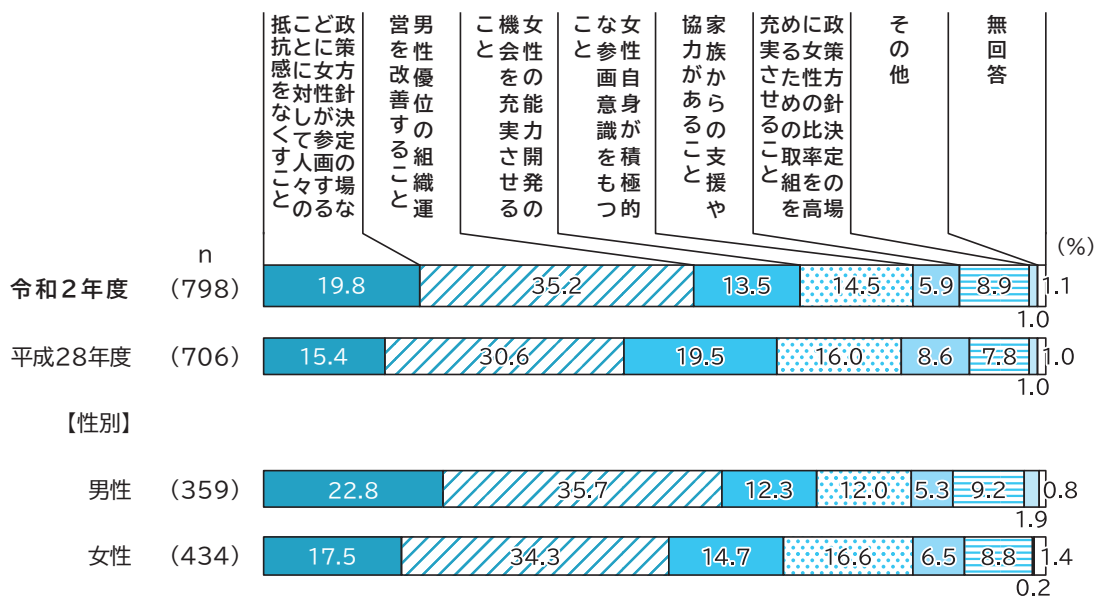
(3)男女の地域・社会参画について

①政策決定の場への女性参画促進に必要なこと

政策決定の場への女性参画促進に必要なことでは、「男性優位の組織運営を改善すること」が35.2%で最も高く、以下、「政策方針決定の場などに女性が参画することに対して人々の抵抗感をなくすこと」(19.8%)、「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」(14.5%)、「女性の能力開発の機会を充実させること」(13.5%)となっています。

性別で見ると、男性で「政策方針決定の場などに女性が参画することに対して人々の抵抗感をなくすこと」が22.8%と、女性(17.5%)より5.3ポイント高くなっています。

◇一般調査:政策決定の場への女性参画促進にどのようなことが必要だと思うか(単数回答)



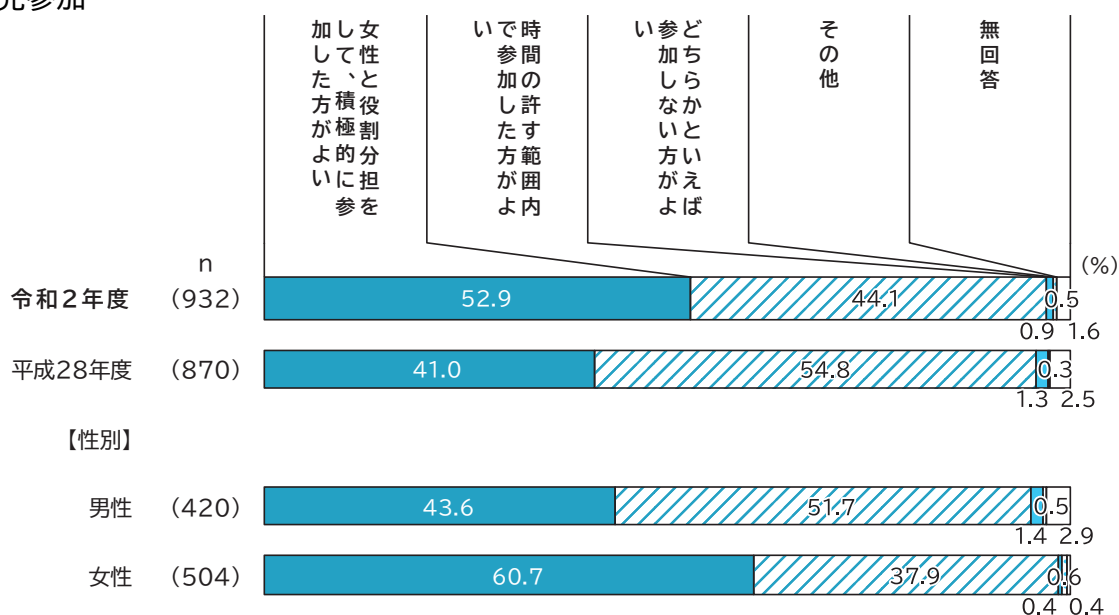
(4)ワーク・ライフ・バランス(*) について

①育児・介護参加についての考え

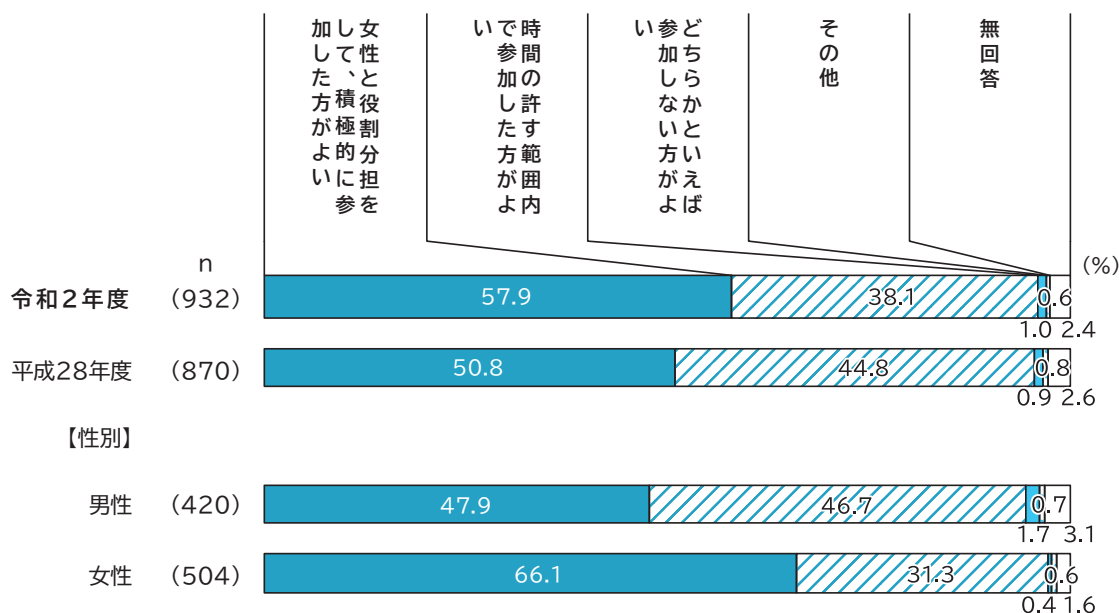
育児・介護参加についての考えについて、育児・介護とも「女性と役割分担をして、積極的に参加した方がよい」がそれぞれ52.9%、57.9%と最も高く、前回調査より10ポイント以上高くなっています。性別で見ると、「女性と役割分担をして、積極的に参加した方がよい」は女性の方が男性より17ポイント高く、一方、「時間の許す範囲内で参加した方がよい」は男性の方が女性より10ポイント以上高くなっており、「育児・介護に積極的に参加する」ことについては、男女間での考えの相違がみられます。

◇一般調査：男性が育児・介護に参加することについてどう思うか(単数回答)

■育児参加



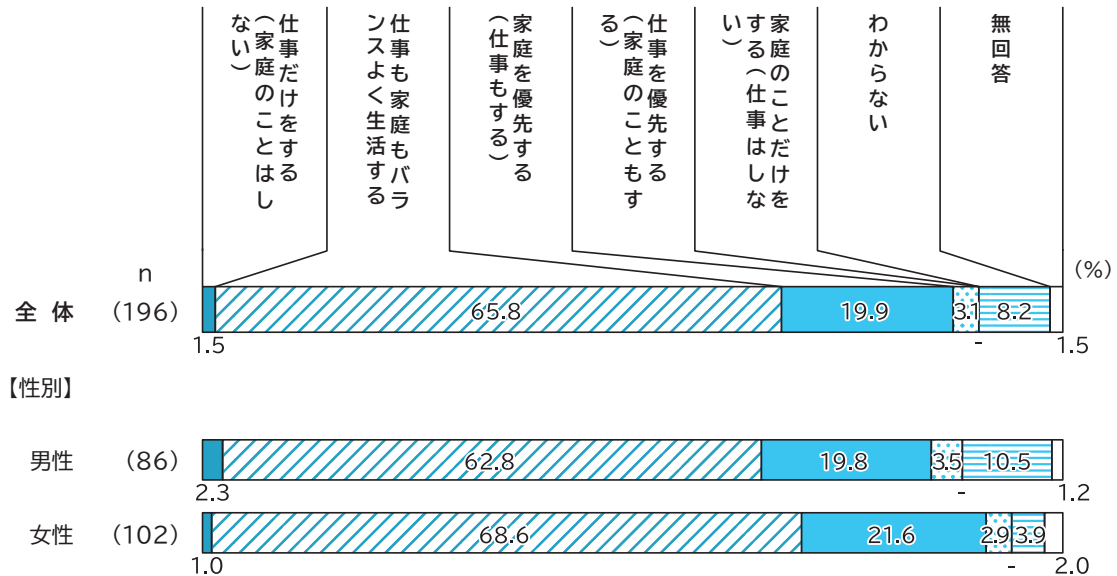
■介護参加



②仕事と家庭の両立についての考え

仕事と家庭の両立についての考えでは、「仕事も家庭もバランスよく生活する」が65.8%で最も多く、性別で見ると、女性の方が男性より5.8ポイント高くなっています。

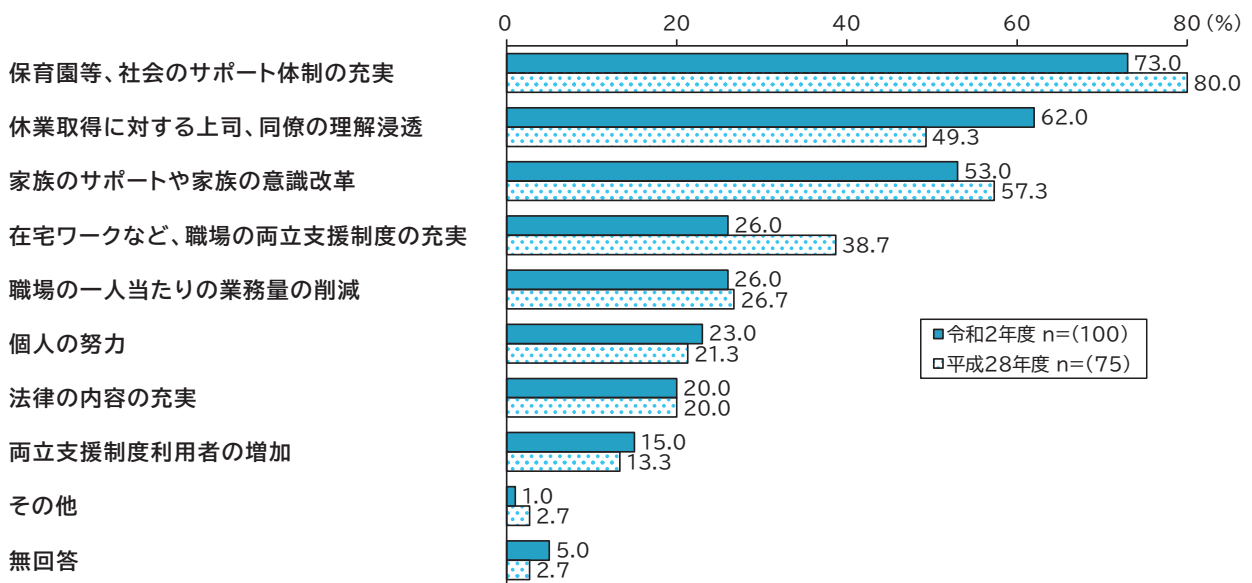
◇中学生調査：これからの仕事と家庭の両立についてどれがよいと思うか(単数回答)



③仕事と家庭の両立で重要だと思うこと

仕事と家庭の両立で重要だと思うことでは、「保育園等、社会のサポート体制の充実」や「休業取得に対する上司、同僚の理解浸透」の割合が高くなっており、前回調査と比較すると、「休業取得に対する上司、同僚の理解浸透」は49.3%から62.0%で12.7ポイント増加しています。

◇事業所調査：仕事と家庭の両立で重要だと思うことは何か(複数回答)



(5)あらゆる暴力防止などを含む人権について

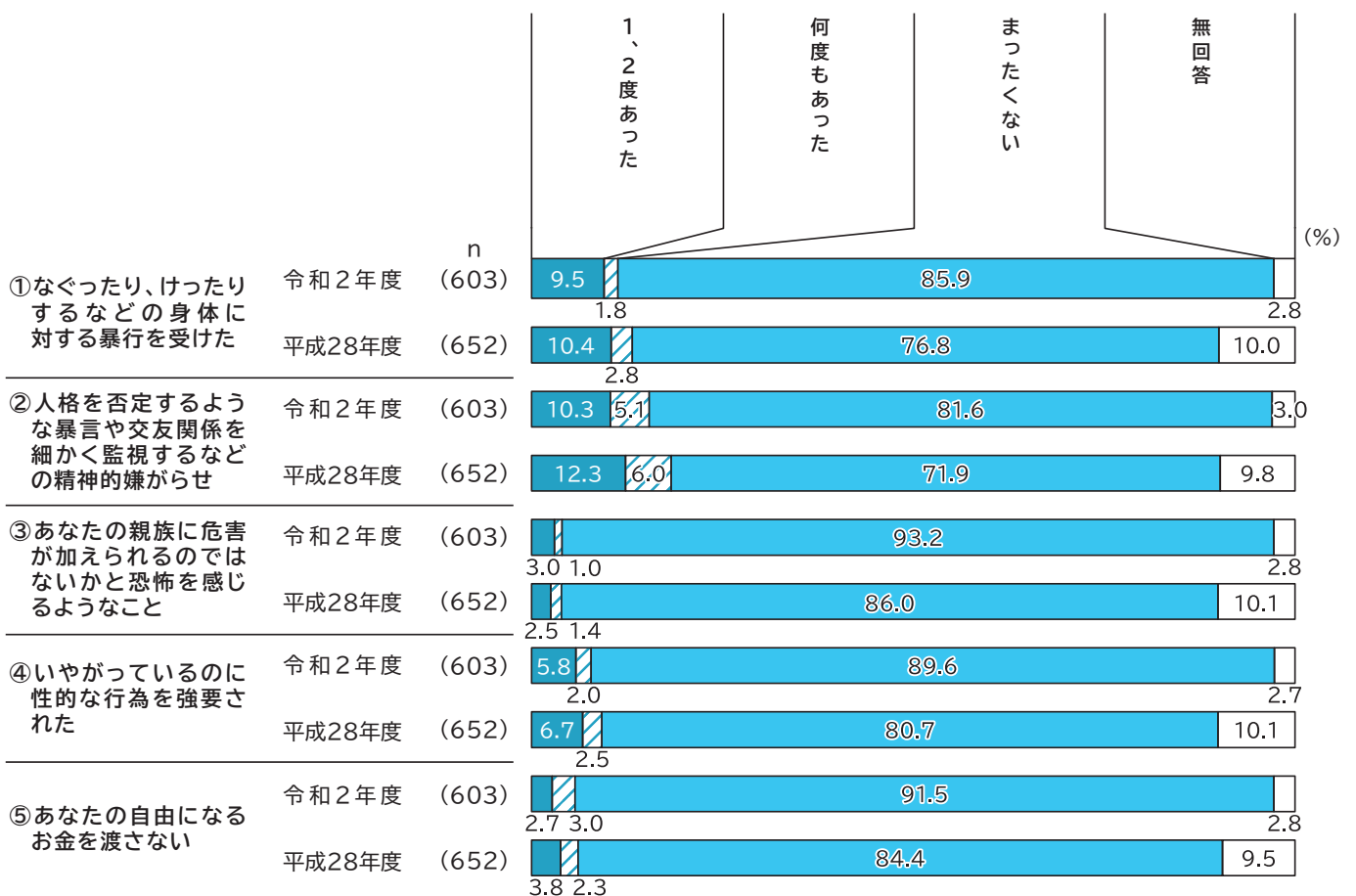
①暴力を受けた経験（配偶者がいる方）

前回調査と比較して、どの項目でも、「まったくない」という意見が増加しています。

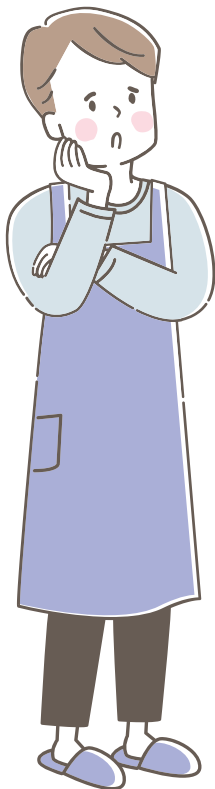
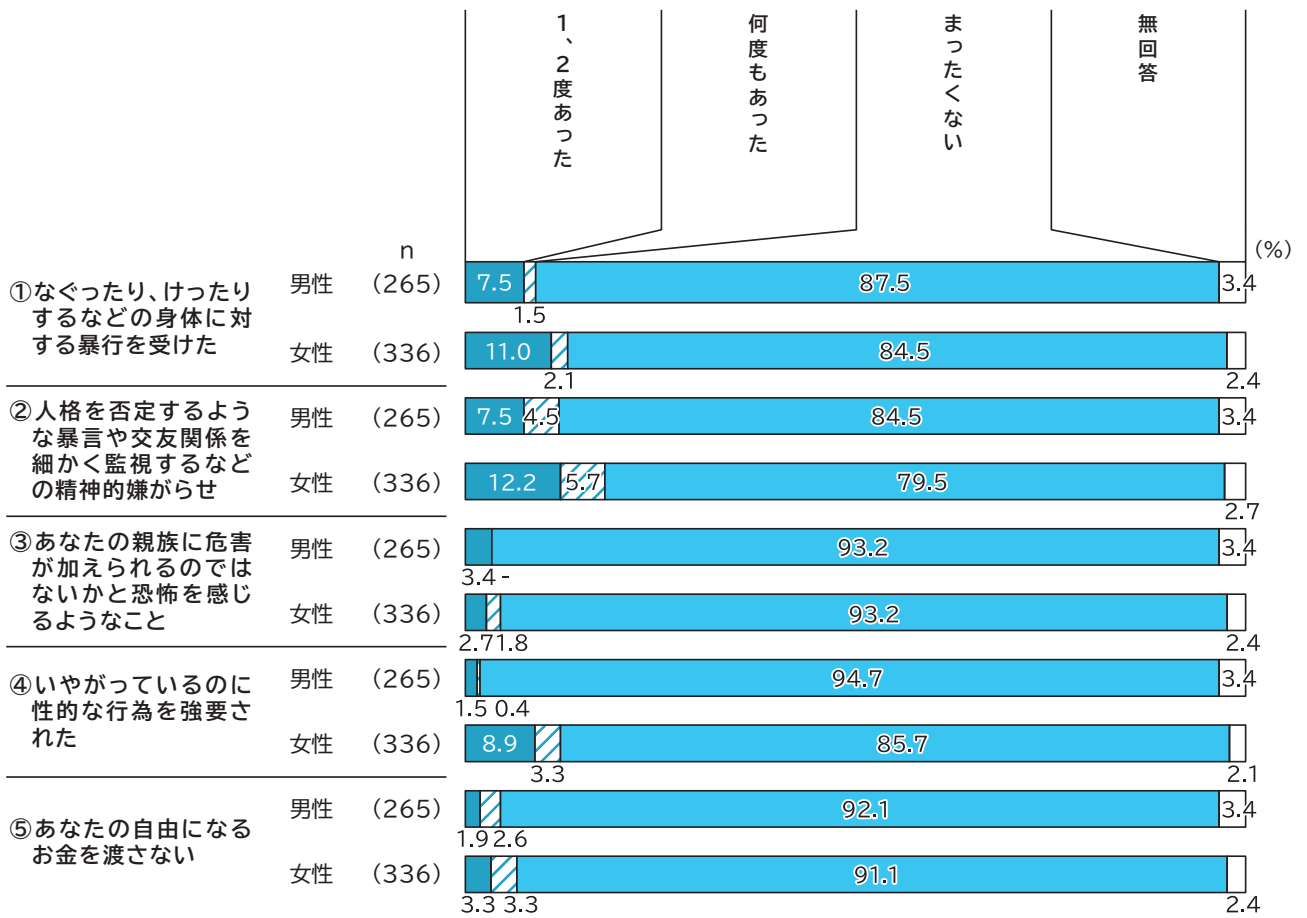
一方、「1、2度あった」と「何度もあった」を合わせた《あった》という意見は<人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的嫌がらせ>が15.4%と最も高くなっています。

性別でみるとくいやがっているのに性的な行為を強要された>は女性の方が男性より10ポイント高くなっており、その他の項目でも被害経験は女性が男性より高くなっています。

◇一般調査：配偶者から暴力を受けた経験について／経年(単数回答)



◇一般調査:配偶者から暴力を受けた経験について/性別(単数回答)



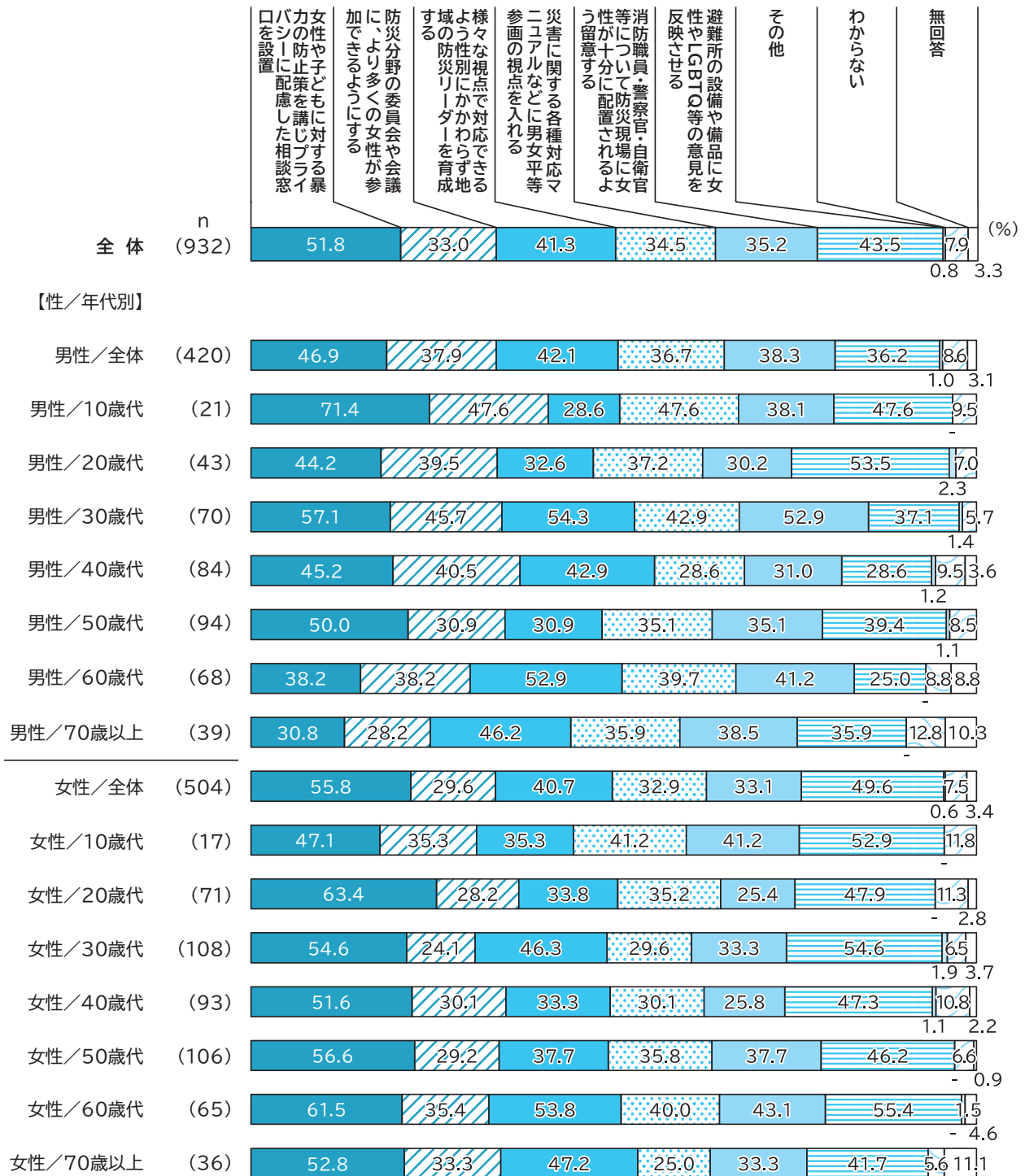
(6)男女共同参画を推進するための市の取組について

①防災対応時に必要だと思うこと

防災対応時に必要だと思うことでは、「女性や子どもに対する暴力の防止策を講じプライバシーに配慮した相談窓口を設置」が51.8%で最も高くなっています。

性・年代別にみると、女性の20歳代で「女性や子どもに対する暴力の防止策を講じプライバシーに配慮した相談窓口を設置」が63.4%と全年代中最も高くなっており、また、同年代の性別で比較すると、30歳代を除いた年代で、男性より女性の方が高くなっています。

◇一般調査:防災対応としてどのようなことが重要だと思うか(単数回答)

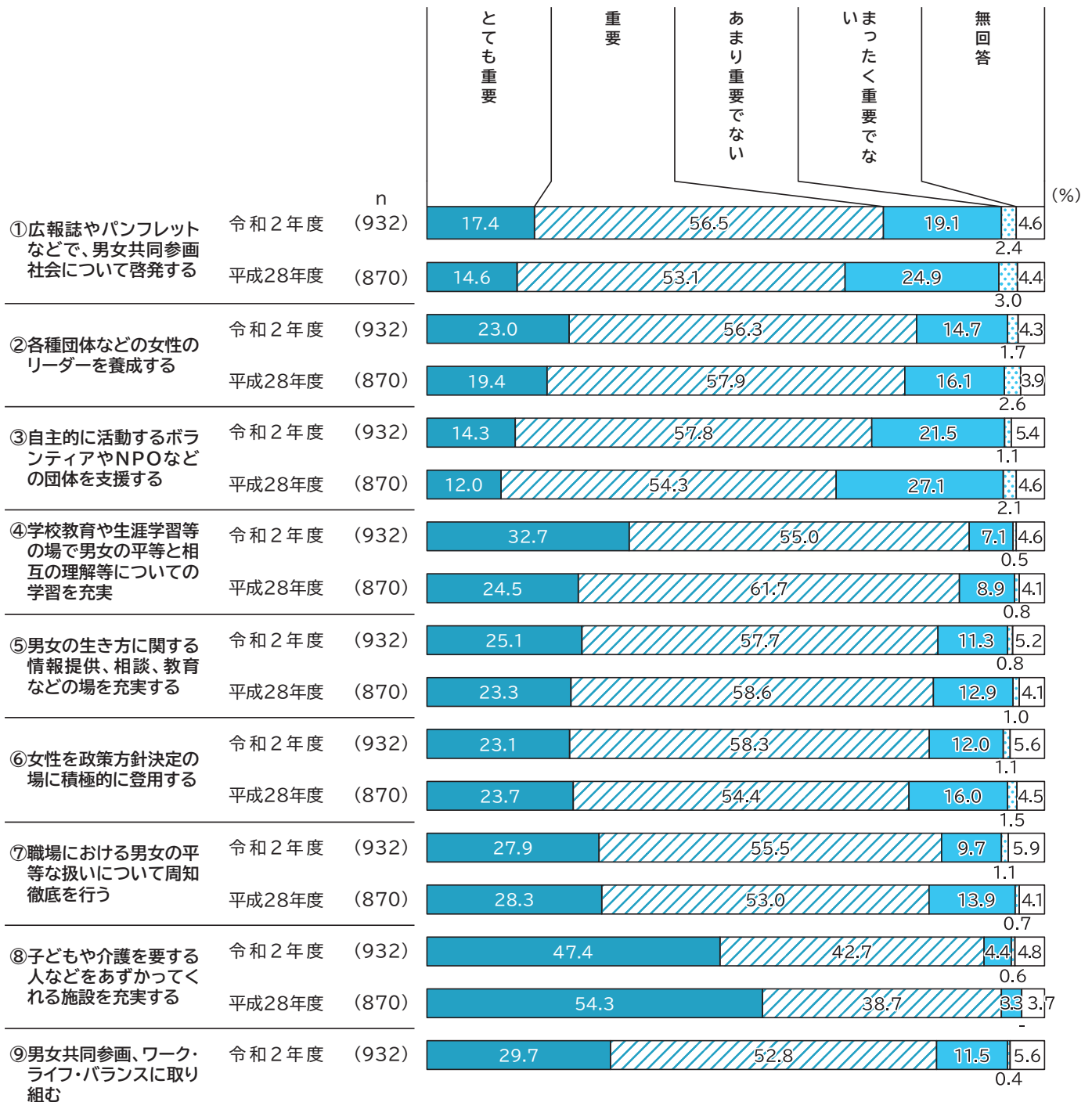


男性、女性ともに10歳代は回答者数が少ないため、参考にとどめます。

②市が推進すべき施策

今後、市が力を入れるべきと思うこととしては、“子どもや介護を要する人などをあずかってくれる施設を充実する”で「とても重要である」が 47.4%と他の項目より高く、「重要」(42.7%)と合わせた《重要》では 90.1%を占めています。また、“学校教育や生涯学習等の場で男女の平等と相互の理解等についての学習を充実”でも《重要》は 87.7%と高くなっています。

◇一般調査：市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思うか(単数回答)

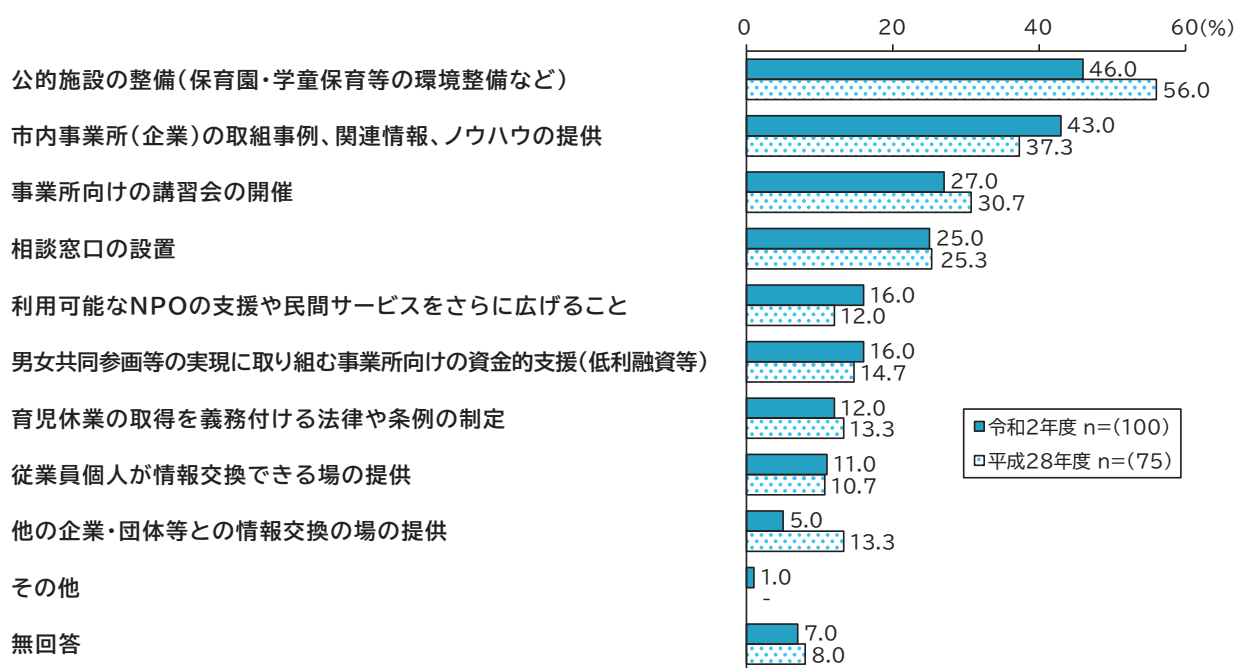


「⑨男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに取り組む」は、令和2年度だけの質問となっています。

③市に期待する取組

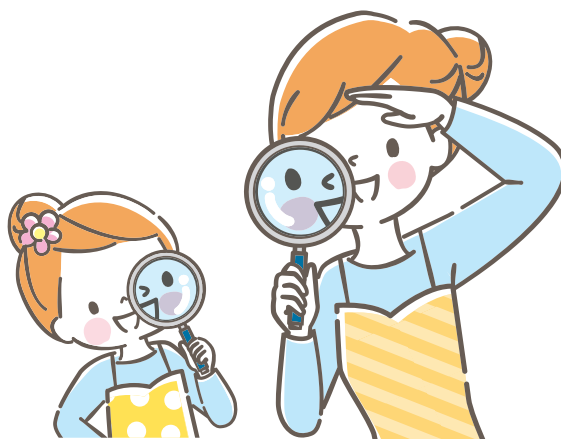
市に期待する取組では、「公的施設の整備(保育園・学童保育等の環境整備など)」が46.0%、「市内事業所(企業)の取組事例、関連情報、ノウハウの提供」が43.0%と高くなっています。また、「事業所向けの講習会の開催」は27.0%、「相談窓口の設置」は25.0%となっています。

◇事業所調査:市にどのような取組を期待するか(複数回答)



④市への要望(自由記述) ◇事業所調査

市に対する要望として、事業所に対して、“取組事例や関連情報の紹介”、“講習会の開催”に対しての意見がありました。



第3節 第3次計画の成果指標

第3次計画の成果指標の達成状況は、施策の方向3と4については目標より大幅に達成しており、施策の方向5については、目標達成とはいかないものの、5年前よりおおむね10ポイント以上向上しています。一方、施策の方向1や2、7については達成状況が伸び悩んでいる状況のため、引き続き、男女平等に向けた総合的な対策が必要です。

施策の方向性	目標とする指標項目	基準年	目標年度	現状
		H27	R3	R2
■基本目標1 人権の尊重と男女共同参画意識づくりの促進				
施策の方向1 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	「社会全体において男女の立場が平等」と回答した人の割合 ●	19.5%	40.0%	18.6%
	男女の固定的役割分担意識は解消されていると感じている人の割合 ●	62.2%	75.0%	52.1%
	男女共同参画社会(*) づくり出前講座及び地域座談会の実施回数 ◇	6回	20回	3回
	男女共同参画社会づくり講演会の参加者数 ◆	460名	600名	
施策の方向2 生涯にわたる心身の健康づくりの推進	子宮がん検診の受診率 □	27.9%	50.0%	27.0%
	乳がん検診の受診率 □	30.3%	50.0%	28.0%
施策の方向3 あらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力(*) を受けた際に相談できる機関を知っている人の割合 ●	—	40.0%	55.5%

- 市民意向調査の回答結果(前年度の実績値)
- ◇ 事業 No.1 の年間の実施回数(実績値)
- ◆ 事業 No.2 の当日参加者数(実績値)
- 該当年度における市の子宮がん検診・乳がん検診の受診率(実績値)

■基本目標2 仕事と家庭の両立支援の推進				
施策の方向4 就労の場における男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業者表彰を受けた累計団体数 ◇	8事業者 ／累計	15事業者 ／累計	18事業者 ／累計
	家族経営協定(*) の締結数 ◆	195戸	213戸	220戸
施策の方向5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の推進	「ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容もよく知っている」と回答した人の割合 ●	19.7%	40.0%	30.7%

- ◇ 事業 No.27で、事業開始以降に表彰を受けた団体数の累計
- ◆ 該当年度における市の家族経営協定の締結数(実績値)
- 市民意向調査の回答結果(前年度の実績値)

■基本目標3 あらゆる分野における男女共同参画の推進				
施策の方向6 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	委員会・審議会等の女性委員構成割合 ◇	27.1%	30.0%	28.5%
	市役所の係長相当職以上の女性職員の割合 ◆	市長部局等 7.5%	15.0%	24.0%
		教育委員会 7.4%	14.8%	
施策の方向7 地域における男女共同参画の推進	地域行事などの参加が「夫婦同じ程度」と答えた人の割合 ●	23.7%	40.0%	24.8%

- ◇ 対象とする委員会・審議会等の女性委員構成割合(前年度の実績)
- ◆ 該当年度における市役所の係長相当職以上の女性職員の割合(実績値)
- 市民意向調査の回答結果(前年度の実績値)

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本計画は、本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するためのものです。「男女共同参画推進条例」第3条に定める以下の7つの基本理念を、本計画の基本理念として掲げます。

(1) 男女の人権の尊重と暴力の根絶

男女が、個人の尊厳を重んじられ、性別による差別的取扱いを受けずに、能力を発揮する機会が確保されるようにします。また、男女の性別に起因した暴力が根絶されるようにします。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるように配慮します。

(3) 施策等の立案・決定の場における共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画できるようにします。

(4) 家庭生活とそれ以外の社会活動の両立

男女が、家庭の重要性を認識し、子育てや介護などを互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立を図ることができるようにします。

(5) 人権の尊重を基本とした教育の実施

学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育が、男女の人権の尊重を基本として行われるようにします。

(6) 男女の性についての理解と生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにします。

(7) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることを考慮し、国際的な取組と歩調を合わせながら進めます。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、本市の現状と課題を踏まえ、3つの基本目標を設定し、基本理念を強力に推進していきます。

■基本目標1 男女共同参画社会(*)を支える意識の形成

男女共同参画社会の実現には、個人が性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えることが重要です。しかし、人々の意識の中には、長い時間をかけて形成されてきた性差観があり、なかでも固定的な性別役割分担意識(*)は、時代と共に変わりつつあるものの、家庭、学校、職場、地域社会等の中で無意識のうちに浸透しています。

一人ひとりが自分らしく生きられる社会にするために、日常生活の中に潜む偏見や差別意識を取り除くように努めていきます。また、次世代を担う子どもたちが若いうちから偏見や差別意識を無くせるよう、男女平等意識の醸成を図っていきます。

■基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の推進は、家庭、就労、地域などあらゆる分野での取組が重要です。また、働く女性は増加していますが、いまだ男性中心型労働慣行が根強く残っており、仕事と家庭の両立が困難となった場合に、固定的性別役割分担意識から女性が仕事を辞めることも少なくありません。また、男性も職場での職責や家庭での経済的責任が課せられる傾向が強く、男性が育児・介護休業等を取得しにくい職場風土の要因となっています。

共働き世帯が増加するなど社会経済情勢が大きく変化する中において、男女が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、家事や育児、介護など、幅広い分野で男女が協力しあうことができる社会を目指します。

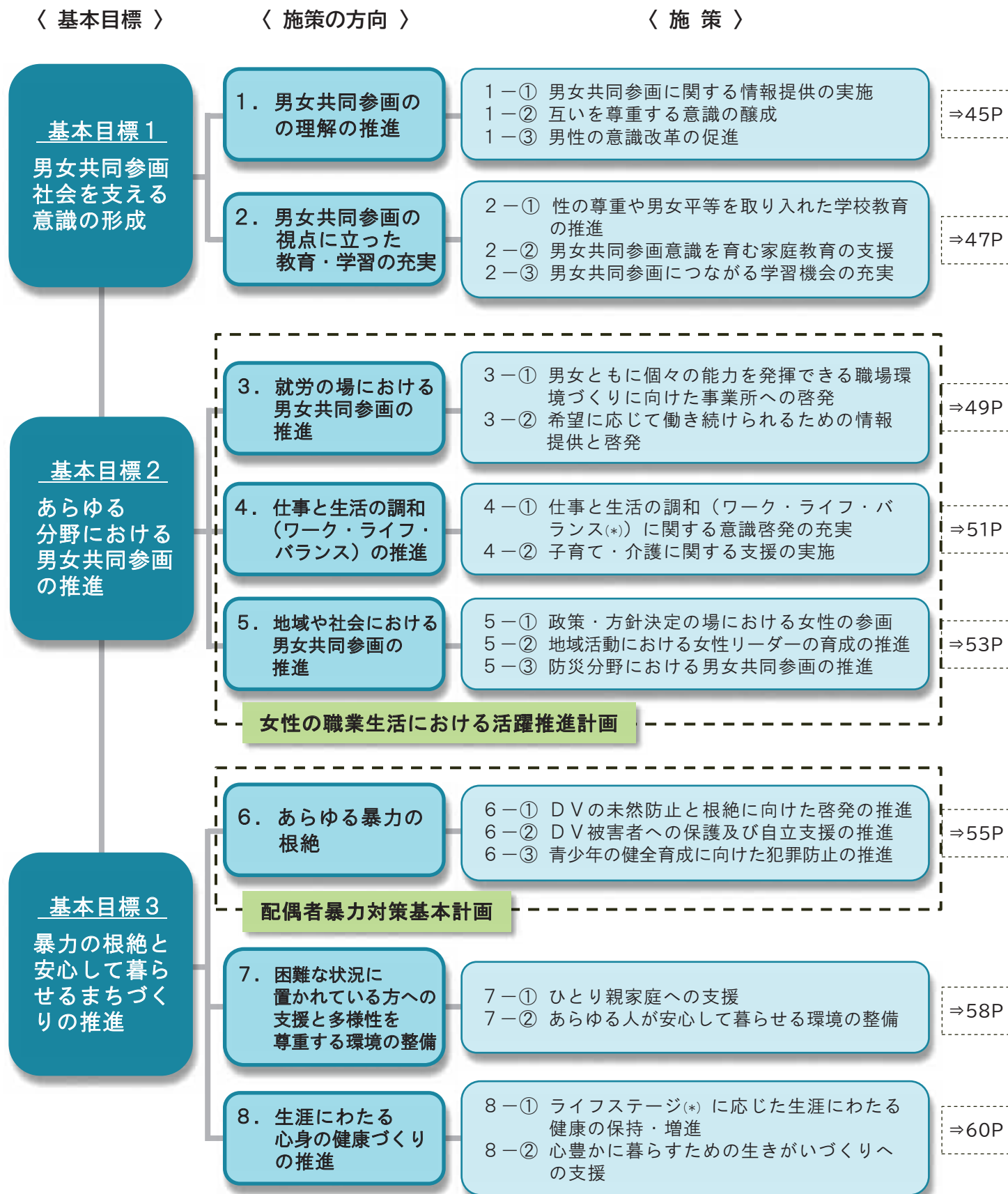
■基本目標3 暴力の根絶と安心して暮らせるまちづくりの推進

配偶者等からの暴力(DV)(*)をはじめ、虐待や性暴力といったさまざまな暴力は、犯罪行為となるだけでなく、重大な人権侵害であり、ジェンダー(*)平等社会の実現を阻害するものとなります。こうした認識が市民に浸透するよう、啓発活動を継続するとともに、声を上げにくい状況にある人々への支援体制の強化と相談体制の充実を進めることが重要です。

また、ひとり親等の生活上の困難を抱えやすい女性が、さらに困難な状況に陥ることが無いよう、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。さらに、一人ひとりが生涯にわたって健康の維持、学び続け活躍し続けられる環境の整備にかかる事業を推進していきます。

第3節 施策の体系

本市の男女共同参画の推進にあたっては、以下の体系に基づいて施策を展開します。



第4節 重点的な取組

(1) 重点的な取組の目的

本計画の実現に向けて、特に重点的かつ分野横断的に取り組むべき内容を「重点的な取組」として位置づけ、積極的な施策の展開を図ります

(2) 第4次計画の重点的な取組の内容

～ 男女平等の意識づくりの推進 ～

社会の慣習や性差に関する偏見、固定観念、また、無意識の思い込み(*)の解消に向け、男女がともに対等な社会の構成員として、互いを尊重し理解しあう必要があります。

あらゆる場面で、固定的役割分担意識にとらわれることなく、誰もが個性や能力を活かすことができるよう、子どものころから家庭や学校で男女平等についての教育を行い、また、様々な機会を通じて男女平等に関する啓発活動を行っていくことで、市民の男女平等の意識づくりを推進していきます。

～ 男女平等の職場環境とワーク・ライフ・バランス(*)の推進 ～

誰もが、仕事や家庭・地域生活などの様々な活動を本人の希望するバランスで実現できるよう、男女ともに意識改革を進め、結婚や出産などのライフステージ(*)の変化に対しても柔軟に働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスについての職場の理解と環境整備、また、男女共に育児や介護と仕事を両立し、活躍できる職場づくりを推進していきます。

～ 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備～

高齢化の進展や非正規雇用の拡大、ひとり親家庭の増加といった中で、生活上の困難に陥りやすい女性など、様々な理由で困難な状況におかれている場合があります。そういった多様なニーズに対応できるよう、行政サービスの充実に向けた取組を実施します。また、DV、虐待などの人権侵害に対しては、未然の防止対策はもちろん、被害者への相談支援対策を強化していきます。さらに、「人生100年時代」を迎え、生涯にわたり心身ともに豊かな人生をおくれるよう、健康の維持促進に努め、多様なライフスタイルを選択でき、自分らしく生きられるよう支援していきます。

～ 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進 ～

災害時には、男女のニーズの違いなどにより、課題がより一層顕著に現れるため、平常時から男女共同参画社会(*)づくりを意識し、自主防災活動や避難所運営などの防災対策に男女共同参画の視点を取り入れていきます。

第4章

計画の内容

第1節 基本目標1 男女共同参画社会(*)を支える意識の形成

■施策の方向1

男女共同参画の理解の推進



現状と課題

男女共同参画の理解については、第3次計画において、地域公民館での座談会や情報誌の発行など男女共同参画について取組を行ってきましたが、「社会全体において男女の立場が平等」と回答した人の割合は、平成27年の基準年から変化が見られない現状です。

また、令和2年度実施の男女共同参画社会に関する調査においても、男女の地位の平等に対する考えは、“社会全体の中”や“社会通念・慣習・しきたりなど”で《男性優遇》という割合が高い状況であり、夫婦間の役割分担の満足度は、男性で《不満》と答えた方は10%程度なのに対し、女性で《不満》と答える方は40%を超えており、家庭での女性の負担が高いことがわかります。また、固定的な性別役割分担意識(*)や偏見を背景に、性的指向(*)・性自認(*)に関すること、障害があることなどを理由に困難を抱えることがあります。このような問題に対しても正しい理解を進め、多様性を尊重する社会へ推進していきます。

男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても自由な選択を可能にするとともに、家事・育児・介護といったケアワークの男性の参画を促すことによって自立した生活が維持できるようになることにもなりますが、理解されていない現状です。

男性が積極的に家事、育児、介護等に参加するよう、男性向けの育児・介護講座の開催や、様々な啓発活動及び情報提供を推進していく必要があります。

■事業NOに付随する記号は、本計画期間中の事業の方針を示しています。

- 重 : 本計画の重点事業
- 新 : 本計画から新たに盛り込んだ事業
- 拡 : 事業内容の拡大や取組強化を図る事業

施策1-① 男女共同参画に関する情報提供の実施

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
1 [拡]	男女共同参画に関する情報の発信	女性活躍推進など様々な情報をSNSなどあらゆる手段を活用し市民へ周知します。さらに、性の多様性について、LGBTQ(*)の正しい理解のための周知の実施、また、DVだけでなくデートDV(*)、児童生徒を対象にした性暴力などの被害防止のため啓発を行い、男女共同参画社会の実現に向けた情報を発信していきます。	市民協働推進室
2 [拡]	男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画に関する地域座談会等を実施し、男女共同参画について意識の向上に努めます。	市民協働推進室
3 [新]	区長町会長会議及び区長研修における男女共同参画に関する周知	区長町会長会議や区長研修等の中に男女共同参画に関する情報提供に努めます。	市民協働推進室

施策1-② 互いを尊重する意識の醸成

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
4 [拡]	人権啓発に関する研修会の開催	研修会を開催することを通して、市民が様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深める機会を設けます。	生涯学習課
5 [拡]	人権意識啓発の推進	人権に関する情報の発信をします。また、小学生に対して人権のパンフレット等を配布し、さらに、じんけん大使を活用した周知活動を通し、人権意識の高揚を図ります。	社会福祉課

施策1-③ 男性の意識改革の促進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
6 [重][拡]	男性の家事促進に向けた取組の実施	固定的役割分担にとらわれない積極的な家事への参画を促すため、料理教室・カジダン・イクメンエピソード募集等の取組を通して、男女が共に協力して育児・家事・介護の分担を行う意識の醸成を図ります。	市民協働推進室
7 [重][拡]	子育て世代に対する交流会の実施	子育て中のパパの交流、ネットワーク作りを通して、育児参加・家事参加を支援します。	市民協働推進室
8	男女ともに、妊娠・出産・育児に対する理解の促進	妊娠中の夫婦を対象にマタニティセミナーを開催し妊娠・出産・育児についての知識や技術を学び、夫婦で育児に取り組めるよう支援していきます。	こども家庭課

■施策の方向2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

関連するSDGsの目標



現状と課題

あらゆる場面において、子どもは「男らしさ、女らしさ」について、意識づけや性差について固定観念として身につけます。男女共同参画に関する調査において、学校生活において男女平等であると答えた中学生は6割以上となっています。

しかし一方で、周りの大人から「男だから」「女だから」と言われた経験があると答えた人は、4割を超えており、周りの大人が無意識のうちに、男らしさや女らしさを求めている現状がうかがえます。

男女共同参画社会(*) においては、家庭や学校、地域など生活の場全体において、性別、性的指向(*), 性自認(*) 等にかかわらず、性の多様性を理解し、ジェンダー(*) 平等意識が醸成されるよう、子どもの頃から、正しい理解を深める必要があります。

施策2-① 性の尊重や男女平等を取り入れた学校教育の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
9 重	人権の尊重や男女共同参画についての教育の推進	小中学校での性に関する教育や男女平等に関する教育について学級活動を中心に、保健体育・家庭科等の授業においても推進していきます。また、人権週間を設けて人権に関する指導の充実を図ります。	学校教育課
10 重	教職員の研修の充実	小中学校の教員に対して、性の尊重や多様性など男女共同参画の視点を含めた人権に関する研修を通して、教職員の意識向上を推進していきます。	学校教育課
11	性差を理解するための教育の推進	市内全中学校と連携し、思春期教室を実施し、互いの性の尊重・生命の大切さを理解する教育、性感染症予防や薬物乱用防止についての正しい知識普及を実施していきます。	こども家庭課

施策2-② 男女共同参画意識を育む家庭教育の支援

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
12 [画] [拡]	家庭教育学級の中での男女共同参画に関する学習会の実施	幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校ごとに家庭教育学級を開設し、男女共同参画に関する学習の機会を設けます。	生涯学習課
13	家庭教育に関する情報提供	家庭教育通信「すこやか」「のびる」「めざめ」や家庭教育誌「とんぼつり今日はどこまで」等の発行により、子育て期の親の心構えを啓発します。	生涯学習課

施策2-③ 男女共同参画につながる学習機会の充実

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
14	男女共同参画講演会の開催	講演会を通して、男女共同参画に関することやジェンダー(*) 平等について学習の機会を設けます。	市民協働推進室
15	育児に関する学習機会の確保	子育て支援センターにおける育児講座、ボランティアによる行事を通してあたたかい心を育むアドバイスや親子が触れ合う行事を実施し、育児に関する情報を発信します。	こども家庭課
16	介護に関する学習機会の確保	認知症サポーター養成講座やステップアップ講座など、介護に関する学習講座の開催や介護にかかわる情報を提供します。	いきいき高齢課



第2節 基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

■施策の方向3

就労の場における男女共同参画の推進

現状と課題

本市の女性の労働力率は、35歳から84歳までの年代で国や県より比較的高い状況にあります。しかしながら、真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査結果によれば、女性が職業をもつことへの考えは、「結婚後や出産後はパートタイムにきりかえるなど負担を軽くする方がよい」や「女性は職業をもつことにこだわらなくてよい」という意見が20%前後となっており、女性の就労について“家計の補助”的とみられる意見も一定数います。また、職場での男女平等に対する考えでは、“採用”や“研修”などの項目では男女が「平等」と答えた方が50%を超えていますが、“人事配置・昇進”、“福利厚生”、“仕事の内容”関連の項目では、「平等」と答えた方は50%以下となっています。



子育て等で離職した女性社員の再就職支援や男性の育児休業取得の促進等により、男女ともにそれぞれの希望に応じた多様な働き方やキャリア形成ができるよう、就業・起業に向けた支援や情報提供を行っていく必要があります。

また、市内事業所を対象に、女性の能力発揮や育成・登用など、事業所における“ポジティブ・アクション(*)”の推進に向けた情報提供など、事業所に対する支援も必要となります。

施策3-① 男女ともに個々の能力を発揮できる職場環境づくりに向けた事業所への啓発

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
17 [] []	家族経営協定(*) 締結の推進	農家の女性の地位向上と農村地域の活性化を図るために、家族経営協定の締結を推進します。	農政課
18 [] []	女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画策定に向けた事業所への働きかけ	女性活躍推進法に定める一般事業主行動計画策定に向けた取組を、事業所に対して啓発します。また、女性活躍推進法に係る認定等を受けた市内事業所に対し、優遇措置の導入を図るなど、積極的な取組を支援します。	市民協働推進室 商工観光課

19 [拡]	職場における男女平等や、各種ハラスメント防止のための啓発	職場における男女平等や各種ハラスメント防止について、総会やセミナー等の機会を利用し、職員が出向いて説明するなどの、踏み込んだ啓発に取り組めます。	商工観光課
-----------	------------------------------	--	-------

施策3-② 希望に応じて働き続けられるための情報提供と啓発

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
20 [拡]	農村女性組織への加入促進	各種イベント等に参加し、活動内容の発表やチラシ配布等による広報及び新規加入者の確保活動を実施します。	農政課
21 [拡]	女性農業者の育成・支援	女性農業者の新規認定農業者への取り込みや、認定農業者の農業経営改善計画の再認定時に家族経営協定(*)の締結及び農業改善計画の共同申請を勧めます。	農政課
22 [拡]	保育及び保育料等助成制度に関する情報提供	保育に関する情報や、保育料及び副食費の助成制度について、ホームページ等により周知します。	保育課
23 [拡]	再就職に関する支援	合同就職面接会の実施や求職者に対し、労政事務所や県労働政策課が主催するセミナーや面接会等の情報提供を積極的に行っていくとともに、事業者に対しても、テレワーク等の推進を啓発し、多様で柔軟な働き方を支援します。	商工観光課
24 [拡]	女性起業家の育成・支援	真岡商工会議所を中心に、創業希望者に対して、創業塾等の支援を行うとともに、広報等を活用し各種創業支援事業について広く周知します。	商工観光課
25 [拡]	育児・介護休業制度(*)の普及促進や雇用機会均等法の周知	関係機関(国・県・商工団体)と連携を図り、事業主・従業員の双方に対して、育児・介護休業制度や男女雇用機会均等法の内容、各種助成金制度の内容等、国の法律や制度の周知・啓発を図るとともに、妊産婦や不妊治療に対する職場での理解を求めます。	商工観光課

■施策の方向4

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス(*))の推進

現状と課題

真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査において、育児・介護参加についての考え方についての問いに対して、「女性と役割分担をして、積極的に参加した方がよい」と答えた割合が前回調査より約10%近く増加しており、ワーク・ライフ・バランスにつ

いて、男女ともに意識の変化がみられます。また、事業所調査で、仕事と家庭の両立に重要だと思う問いに対しては、「保育園等、社会のサポート体制の充実」や「休業取得に対する上司、同僚の理解浸透」の割合が高くなっています。

市民一人ひとりが、経済的な自立とともに、性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力をもって働き方や生き方に挑戦できるよう、長年にわたり形成されてきた家庭生活や職場における固定的役割分担意識の解消に向けた取組や子育て・介護などの情報提供など積極的に行っていく必要があります。

さらに、テレワークなどの多様で柔軟な働き方が定着していくために、これまで以上に男性の家事や子育て、介護などへの参画を促進していく必要があります。



施策4-① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識啓発の充実

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
26 [重][新]	女性活躍推進交流会の開催	働く女性のネットワーク作りを通して、悩みや不安を解消し、女性活躍推進を促進します。	市民協働推進室
27 [重][拡]	ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場づくりの推進	事業所向けに、育児・介護休暇の取得促進、ワーク・ライフ・バランスに配慮した柔軟な働き方などの講座の実施やセミナー等の機会に職員が外向いて呼びかけるなど踏み込んだ啓発を行います。また、積極的に取り組む事業所に対しては、表彰制度などを通して、PRU推進を図ります。	市民協働推進室 商工観光課

施策4-② 子育て・介護に関する支援の実施

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
28 重 拡	保育施設における特別保育事業	多様な就労形態等に対応するため、市内保育施設等において、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育、一時預かり保育を実施します。	保育課
29 重 拡	放課後児童健全育成事業	子育て世代の就労を支援するため、放課後児童クラブに対する運営費の支援を行います。また、放課後児童クラブを必要とする児童の受入れができるよう、施設の整備を行います。	保育課
30 重	子育て支援センター等の充実	子育て支援センター、屋内及び屋外の子ども広場、図書館等の複合交流拠点を整備し、子育ての相談ができ、親子で遊び、本と出会える場所として、子育て支援の充実を図ります。	こども家庭課
31	子育て相談等の実施	保健師・助産師・栄養士等による「すこやか赤ちゃん教室」や「子育て相談」の実施により、子育て中の両親の悩みの相談に応じ、安心して育児に取り組めるよう支援します。	こども家庭課
32	子育て学級コアラちゃんクラブ	1歳～6歳の未就学児とその保護者を対象に季節の行事など年間10回程度の活動を実施します。(親子ダンス、読み聞かせ、食育など)	生涯学習課
33 新	公立保育所再配置事業	保育所の老朽化及び保育ニーズの変化に対応した再配置を進め、保育の質と量を確保します。	保育課
34 新	保育士確保対策事業	保育士等養成施設での就学を容易にし、市内の保育所等に就労する保育士等の人材確保を図り、教育・保育環境の充実を図ります。	保育課
35 拡	児童館への支援	児童館施設の機能を活用して、児童養育に関する相談・援助から遊びの指導までの総合的な取組ができるよう運営を支援します。	保育課
36	出産・子育てに関する助成制度の情報提供	「こども医療費」や「妊産婦医療費」等の医療費助成制度をはじめとした各種助成制度について、広報、ホームページ、子育てガイドブック等様々な方法で周知します。 また、妊娠・出産・転入時や小中学校保護者向けに各種制度のリーフレット等を配布します。	こども家庭課 学校教育課
37	介護保険制度の理解の浸透	介護保険認定申請や相談の際に制度説明を行い、パンフレットを配布します。また、65歳到達者に対し、介護保険被保険者証と一緒にリーフレットを送付し、介護保険制度の理解の浸透を図ります。さらに、出前講座等において、介護保険制度の説明を行い理解の浸透を図ります。	いきいき高齢課

■施策の方向5

地域や社会における男女共同参画の推進

関連するSDGsの目標



現状と課題

本市において、第3次計画における審議会・委員会等の女性委員の構成割合について、30%を目標に取り組んできましたが、令和2年度では、28.5%と目標値に達してない状況です。政策方針決定の場での女性参画は、持続可能な社会づくりのためには、重要な課題となっております。真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査結果によれば、政策決定の場への女性参画促進に必要なことは、「男性優位の組織運営を改善すること」という回答が高くなっています。

管理・指導的立場にある人々の性別の偏りを解消し、誰もが性別を意識することなくあらゆる分野で活躍できるような社会をめざすために、政策・方針決定の場や、地域での要職への配置など、女性の参画を促進していく必要があります。

また、防災時に求める対応として「女性や子どもに対する暴力の防止策を講じプライバシーに配慮した相談窓口を設置」という回答が高くなっています。

非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないよう、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策を行っていく必要があります。

施策5-① 政策・方針決定の場における女性の参画

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
38 [重][拡]	人事配置における女性の多様な部署への積極的登用の推進	女性職員の配置部署を拡大し、多くの職場を経験させることにより、管理的地位の女性職員の増加につなげます。	総務課
39 [重][拡]	審議会・委員会等への積極的な女性の登用を促進	市の各種委員会・審議会等における女性の登用を進め、全庁を挙げて政策・方針決定の場における男女共同参画を推進します。	全課
40 [拡]	女性の活躍を推進する職員研修の推進	女性職員が職場外研修に参加することを推進するとともに、市が実施する研修のなかで管理職向けのステップアップ研修を実施し、管理的地位の女性職員の増加につなげます。	総務課

施策5-② 地域活動における女性リーダーの育成の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
41 [拡]	自治会活動等における女性参画の推進	自治会での女性役員登用に向けた取組支援及び地域活動等に対する講座を実施します。	市民協働推進室
42 [拡]	女性リーダーを育成するための学習機会の提供	地域活性化のための団体活動等のあり方や社会参画に必要なスキルなどを学ぶ研修会への参加を促し、次世代を狙うリーダーとして、地域で活躍できる人材育成を進めます。	市民協働推進室

施策5-③ 防災分野における男女共同参画の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
43 [重][拡]	防災分野における女性の参画を推進	女性の防災リーダー研修の受講促進や防災意識の啓発などにより、防災分野に女性の参画を促し、地域の防災力向上を図ります。	くらし安全課
44 [重][新]	職員に対する女性視点の防災対策の重要性の学習機会の提供	避難所担当職員等に向けた防災対策における女性視点の重要性についての学習機会を確保します。	市民協働推進室
45 [拡]	男女のニーズの違いや男女双方の視点へ配慮した防災対策の実施	避難所において、安心してすごせるようお互いのプライバシーの確保に努め、また、男女のニーズの違いを把握し、職員の配置や運営マニュアル等に男女双方の視点を取り入れるよう配慮します。	くらし安全課



第3節 基本目標3 暴力の根絶と安心して暮らせるまちづくりの推進

■施策の方向6

あらゆる暴力の根絶

現状と課題

あらゆる人に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であります。本市においては、あらゆる暴力の根絶に向けた情報提供や意識啓発、支援体制の構築などに取り組んできました。

真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査結果によれば、配偶者から受けた暴力の被害経験は減少傾向にありますが、被害経験のある人は依然として一定数います。また、被害を受けたかたのうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」は50%台半ばと高くなっており、身近な人からの暴力に対して、相談できないなど、潜在化しやすいものとなっています。

配偶者・交際相手などからの暴力の防止に向けて、市民への意識啓発と情報提供を継続的に行い、社会におけるジェンダー(*)不平等の是正や意識改革を進め、さらに、被害にあった際の相談窓口の周知や、被害者の相談から安全確保・自立支援にいたるまで、関係機関と連携して切れ目なく支援を行う必要があります。

関連するSDGsの目標



施策6-① DVの未然防止と根絶に向けた啓発の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
46 [] []	DV相談窓口の強化・啓発	真岡市子ども家庭総合支援拠点の設置により、DV相談及び18歳未満の子どもとその家族、妊産婦などの相談支援体制の強化を図ります。また、相談窓口の周知については、保育園や小中学校等の保護者へカードやリーフレット等を配布し、安心して利用できる環境づくりに努めます。	こども家庭課
47	DVの被害根絶に向けた啓発	DV防止カードとパープルリボンを配布します。また、FMもおかでのDV根絶の周知を行います。若年層からDVに関する知識を深め、相談につながるように支援します。	こども家庭課

施策6-② DV被害者への保護及び自立支援の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
48 [重][拡]	DVに関する相談や保護及び関係機関との連携体制の強化	関係機関(学校、警察署、裁判所、弁護士、男女共同参画センター(*)等)との連携を強化し、支援のためのネットワークを構築し、ケース会議を実施するなど、DV対策を推進します。	こども家庭課
49	DVに関する相談対応の向上	DV被害者の相談の実施に伴い、相談員及び担当職員に対して、各種研修会への積極的な参加を促し、相談技術の向上や専門知識の習得を図ります。	こども家庭課
50	被害者の避難に向けた支援	配偶者暴力相談センター等との連携により速やかな避難に向けた助言・情報提供等の支援を行うとともに、一時保護が必要になった時に支援します。また、避難後の自立に向けた支援も行います。	こども家庭課
51	DV被害者の自立支援	DV被害者が安心して生活できるよう、生活実態を把握したうえで、生活に必要な手続き等について、関係機関(着地先の市役所、男女共同参画センター)と連携し、被害者の支援に努めます。	こども家庭課

施策6-③ 青少年の健全育成に向けた犯罪防止の推進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
52	青少年の健全育成に向けた非行防止の推進	様々なメディアによる有害情報や有害図書から青少年を守るため、ネット犯罪防止チラシの配布などの意識啓発や書店等への立入調査を行うとともに、非行防止を図るため、少年指導センターによる巡回指導の実施に努めます。	生涯学習課

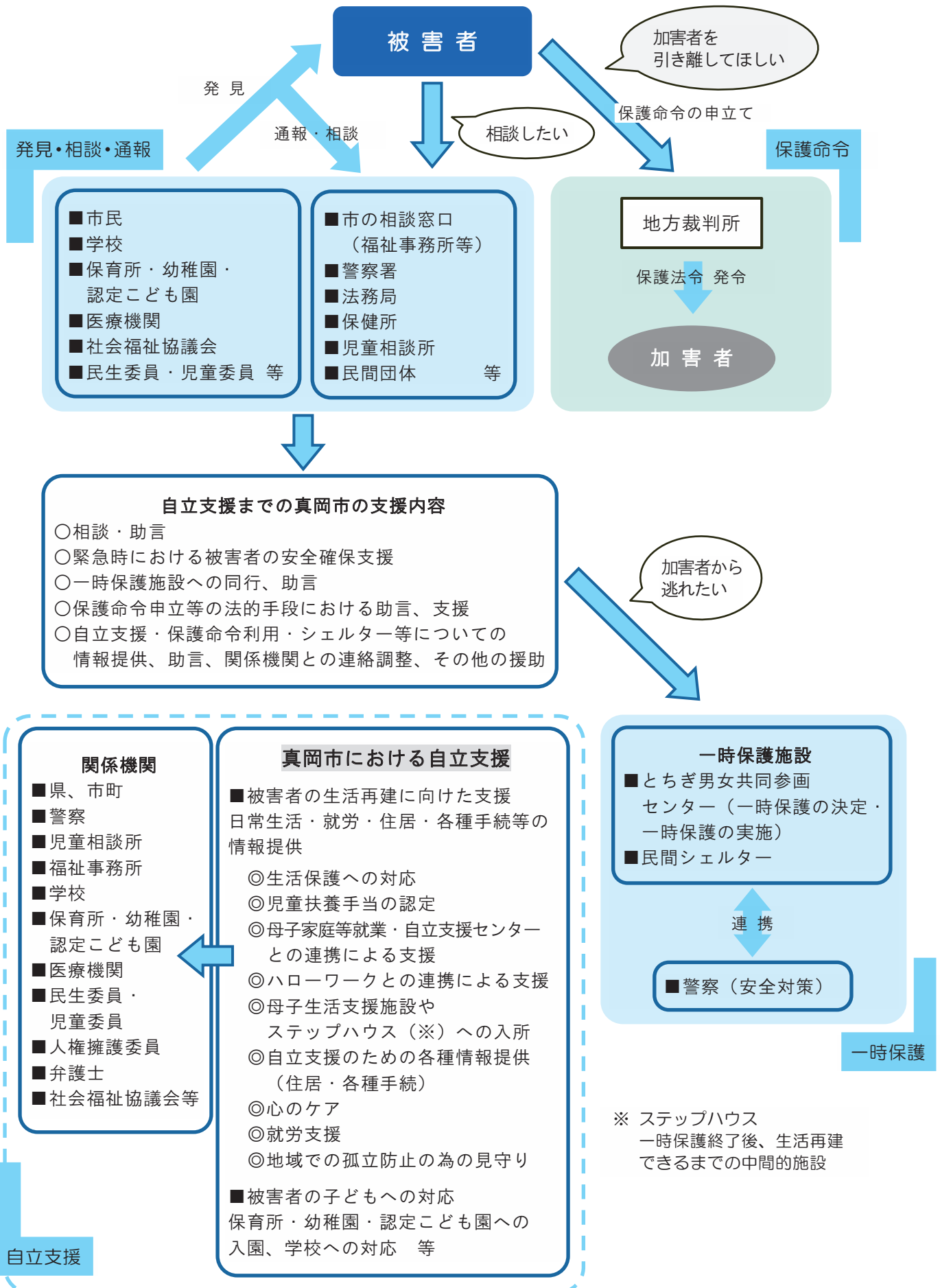
◆DVSOSカード◆



◆真岡市オレンジリボン&パープルリボンプロジェクトカード◆



◆DV被害者支援のフロー図◆



■施策の方向7

困難な状況に置かれている方への支援と多様性を尊重する環境の整備



現状と課題

本市において、父子世帯、母子世帯ともに増加していますが、特に母子世帯の増加傾向が強くなっています。また、高齢者のいる世帯割合は、平成27年時点で44.0%となっており、高齢化の進展に伴い、介護が必要な方も増えてくる可能性があります。

ひとり親家庭や高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもり世帯、外国人など、様々な理由で困難な状況に置かれている市民が安心して暮らせるよう、男女共同参画の視点からきめ細やかな相談や具体的な支援等を行っていく必要があります。

施策7-① ひとり親家庭への支援

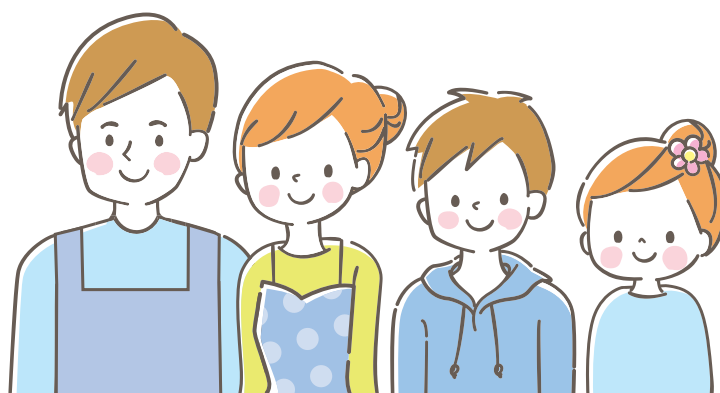
関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
53 ☑	ひとり親家庭に対する経済的支援の実施	子育てする上で、経済的不安を抱えているひとり親家庭に対し、児童扶養手当などの各種手当の支給や医療費の助成を実施します。また、利用者の利便性向上を図るため、手続き方法の改善等を検討します。	こども家庭課
54	母子・父子自立支援員によるひとり親世帯に対する相談支援の実施	ひとり親世帯の自立を促進するため、児童の養育や生活支援、就労支援等のプライバシーに配慮した相談事業を実施します。	こども家庭課
55	高等職業訓練促進給付金等事業	就職に結び付きやすい各種資格を取得するための要請機関に修学するひとり親家庭に対し、修学期間中における生活費の負担軽減を図ります。	こども家庭課
56	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の自立促進を図ることを目的として、就業に結び付く可能性の高い講座を受講した場合に費用の一部を負担します。	こども家庭課
57	ひとり親家庭などに対する居住支援	市営住宅の入居募集に際し、優先入居住宅を設け、ひとり親家庭などを含む募集を積極的に実施し、居住の安定化を図ります。	建設課

施策7-② あらゆる人が安心して暮らせる環境の整備

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
58 [拡]	公共施設等におけるバリアフリー化の推進	高齢者、障がい者、子育て家庭等を含むすべての男女の移動等の円滑化を図るため、公共施設等をバリアフリー化します。	建設課
59	人権相談の実施	人権侵害や差別等につながる困り事の解決のため、人権擁護委員による人権相談を実施します。	社会福祉課
60	高齢者・障害者が安心して暮らせる体制の整備	高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちの推進のため、様々な問題等を抱える人たちの相談に対応し、適切な説明や情報提供等に努めます。	社会福祉課 いきいき高齢課



■施策の方向8

生涯にわたる心身の健康づくりの推進

関連するSDGsの目標



現状と課題

人生100年時代において、健康の維持促進に努め、多様なライフスタイルを選択でき、自分らしく生きられることは、男女共同参画社会(*)の形成の前提であります。

本市において、令和2年度の子宮がん検診や乳がん検診の受診率は、どちらも3割未満となっており、受診率が伸び悩んでいます。また、真岡市市民意向調査によれば、健康づくりのために取り組んでいることの中で、「何も取り組んでいない」方が10%近くいます。

市民一人ひとりが健康の保持増進ができるよう、女性特有の健康課題を含め、ライフステージ(*)ごとの特徴やそれぞれの健康課題に応じた健康づくりを進めていく必要があります。また、健診や相談のほか、スポーツなどを通じた健康・生きがいづくり支援を行う必要があります。

施策8-① ライフステージに応じた生涯にわたる健康の保持・増進

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
61 重 拡	生涯にわたる健康づくり支援の実施	自らが主体的に健康づくりに取り組めるよう、健診データに基づいた効果的な保健指導(ハイリスクアプローチ)を行い生活改善行動が取れるよう動機づけを行います。 また、健康教室等を通して、健康増進意識の高揚(ポピュレーションアプローチ)に努めます。	健康増進課
62	不妊治療に関する支援	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療(人工授精・体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成します。	こども家庭課
63	妊娠・出産期における健康支援対策の充実	子育て世代包括支援センターにおいて、母子健康手帳の早期交付や妊娠・出産期の健康支援対策を行い、健康に出産できるよう支援します。 また、医療機関、関係機関との連携強化により、もれなく健診未受診者への受診勧奨、要支援妊婦への継続的支援を実施します。	こども家庭課

64	育児期の女性の健康支援	子育て中の母親の健康管理、不安や負担軽減のため、乳児家庭全戸訪問事業や産後ケア事業、産前・産後サポート事業を通して健康支援を実施します。	こども家庭課
65 [拡]	生活習慣病の発症予防・重症化予防支援	メタボリックシンドロームに着目した特定健診を実施し生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組めます。また、年に1度の健康診査受診の周知など、未受診者対策に取り組めます。	健康増進課
66	早期発見・早期治療に向けた各種がん検診の実施	がんの予防・早期発見のため、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん検診を実施し、健康づくりを支援します。また、検診を受診することの重要性とがんに関する正しい知識の普及啓発を行います。	健康増進課
67 [拡]	ライフステージ(*)に応じたスポーツ教室の開催	性別、年齢を問わず誰もが参加できる教室を開催し、生涯にわたる心身の健康づくりを推進します。	スポーツ振興課

施策8-② 心豊かに暮らすための生きがいづくりへの支援

関連事業一覧

事業NO	事業内容	具体的内容	担当課
68 [拡]	市民講座・出前講座・女性学級等の開講	市民講座や出前講座、女性学級等を開設し、男女それぞれがライフスタイルに応じて、心豊かに暮らすための知識や技能の習得、様々な課題について学び、生きがいづくりとなるよう支援します。	生涯学習課



第4節 第4次計画の成果指標

本計画の推進にあたっては、基本目標ごとに以下の目標値を設定し、計画の推進状況を把握していきます。

< 「基本目標1 男女共同参画社会を支える意識の形成」の成果指標 >

目標とする指標項目	現状 (令和2年)	目標 (令和8年)	出典
社会全体として男女が平等だと思う市民の割合	18.6%	40%	真岡市民意向調査
男女の固定的役割分担意識は解消されていると感じている人の割合	52.1%	75%	真岡市民意向調査
夫婦間の役割分担の満足度 ※満足+やや満足	69.9%	80%	真岡市男女共同参画社会(*)に関する調査

< 「基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の推進」の成果目標 >

目標とする指標項目	現状 (令和2年)	目標 (令和8年)	出典
職場で男女平等になっていると思う市民の割合	28.0%	40%	真岡市男女共同参画社会に関する調査
男性の育児休業取得率	—	30%	真岡市男女共同参画社会に関する調査
審議会・委員会等の女性委員構成割合	28.5%	33%	前年度の実績
市役所の管理的地位に占める女性職員の割合 ※部課長職以上	2.2%	15%	実績値

< 「基本目標3 暴力の根絶と安心して暮らせるまちづくりの推進」の成果目標 >

目標とする指標項目	現状 (令和2年)	目標 (令和8年)	出典
配偶者等からの暴力(*)を受けた際に相談できる機関を知っている人の割合	55.5%	70%	真岡市民意向調査
配偶者等から受けた暴力についてどこ(誰)にも相談しなかった人の割合	55.1%	44%	真岡市男女共同参画社会に関する調査
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	84.1%	88%	真岡市民意向調査

第5章

計画の推進

第1節 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するために、あらゆる分野へ男女共同参画の意識を浸透させる必要があり、本計画の推進にあたっては、下記の体制により推進します。

(1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画施策を推進する市が男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのために、各施策における事業内容の企画・立案から男女双方の意見が盛り込まれているかなど、男女共同参画の視点に配慮し、事業を進めていきます。また、各施策を総合的、効率的に進めるために、各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

(2) 市民、事業者、団体、関係機関等との連携

本計画の推進にあたっては、市が直接行う施策だけでなく、市民、事業者、団体、関係機関等が各立場で本計画の趣旨と目的を理解し、主体的に取り組むことが期待されます。これらの各主体と連携して施策に取り組んでいきます。

(3) 国、県、他市町村の情報収集と連携

国や県の関係機関、他市町村から先進事例などの情報収集に努め、本計画の推進に活用するとともに、収集した情報を広く市民に提供します。また、県と連携して男女共同参画事業を実施することにより、効果的な事業運営を図ります。

<計画の推進にあたっての各会議の役割>

■男女共同参画審議会

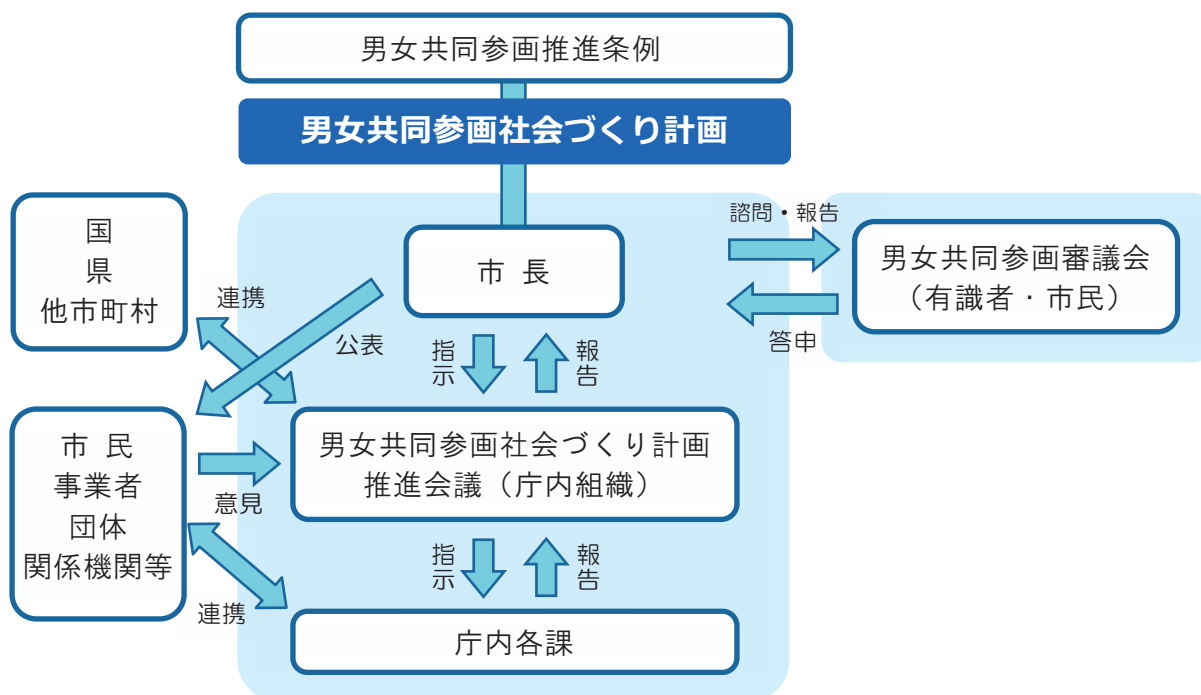
市長の諮問を受けて男女共同参画の推進に関する重要事項について調査、審議し、必要と認める事項について、市長からの諮問に応じて意見を述べます。また、市が実施する男女共同参画の施策に関する実施状況について、必要に応じ調査します。

■男女共同参画社会(*) づくり計画推進会議

本市における男女共同参画社会づくり計画の策定及び計画の総合的かつ効果的な企画推進について、国、栃木県、他市町村、庁内の各課等との連絡調整を図ります。

計画の総合的かつ効果的な企画推進を図るため、毎年度の男女共同参画施策の実施状況を踏まえ、本市の課題と取り組むべき施策について検討するとともに、庁内関係各課及び関係機関との連絡調整を図ります。

< 計画の推進体制図 >



第2節 計画の進行管理

(1) 成果の把握

基本目標ごとに設定した成果指標について、事業の実績や市民意向調査等の結果から、成果を把握します。5年ごとに実施の「真岡市男女共同参画社会に関する調査」によって成果を測る指標については、関連事業の成果により把握し、実効性の確保に向けたフォローアップを図ります。

(2) 進行管理

計画に掲げた個々の事業の推進状況について、各担当課が毎年度把握、点検、評価を行うとともに、男女共同参画の視点をどのくらい配慮して事業に取り組んでいるかについてもあわせて自己評価します。その結果は「真岡市男女共同参画社会づくり計画推進状況報告書」としてまとめ、「男女共同参画社会づくり計画推進会議」に報告し、計画の取組効果を高めるための検討を行うことで、着実な計画の推進を図ります。

また、点検、評価の結果について、「男女共同参画審議会」に対して報告し、計画のさらなる実施に向けた意見をいただくとともに、市ホームページ等で市民に公表します。

資料編

【あ行】

■育児・介護休業制度

育児や家族の介護を行っている労働者について、職業生活と家庭生活の両立を支援するため、休業などを保証する制度です。

育児・介護休業法(正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」)に基づいています。

■M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。結婚や出産などのために退職し、子育てが一段落すると再就職する女性が多いことを表しています。

■LGBTQ

「レズビアン(Lesbian、女性同性愛者)」「ゲイ(Gay、男性同性愛者)」「バイセクシュアル(Bisexual、両性愛者)」「トランスジェンダー(Transgender、身体の性に違和感を持つ人)」に加えて「クエスチョニング(Questioning、自分の性がわからない)」の5つの頭文字を合わせた言葉。性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の総称として使われることもあります。

【か行】

■家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことをいいます。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

■固定的な性別役割分担意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

【さ行】

■G7

フランス、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダで構成される政府間の政治フォーラムです。

■ジェンダー(社会的性別)

生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会的・文化的に形成された「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別(ジェンダー／gender)」といいます。

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

■ジェンダー・ギャップ指数(GGI Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されるものです。

具体的には、労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、新生児の男女比率、健康寿命、国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数を用いて算出しています。

■性自認

性自認とは、自分の性別をどう認識しているかをいいます。こころの性と呼ばれることもあります。

■性的指向

どの性別を恋愛の対象とするかを表すもので、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指します。

【た行】

■男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の第5次計画は令和2年12月25日に閣議決定されています。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。

■男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布・施行され、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に、基本理念、国・地方公共団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

■男女共同参画センター

男女がともに暮らしやすい社会を実現するため、都道府県、市町村等が自主的に設置している総合施設です。「男女共同参画センター」や「女性センター」などの名称のほか、愛称で呼ばれているものもあります。

運営方式や施設形態は、公設公営や公設民営、単独施設や他の機関との複合施設と様々です。男女共同参画の推進に必要な、啓発、情報提供、相談事業などを実施するほか、配偶者等からの暴力被害者支援のための「配偶者暴力相談支援センター」に指定される施設もあります。

■デートDV

結婚や同棲をしていない交際相手からの暴力をいいます。その暴力には身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などの多様な暴力が含まれます。

【は行】

■配偶者等からの暴力

配偶者(事実婚、元配偶者を含む)や恋人など、親しい関係にある(または、親しい関係にあった)人から受ける身体的、精神的な暴力のことで、生活費を渡さないなどの経済的暴力、行動の制限などの社会的暴力なども含み、DV(ドメスティック・バイオレンス)と略称されます。

夫婦間などの暴力は、当事者間の問題とみなされていたところですが、平成13年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(通称:DV防止法)」が制定され、法的処罰の対象となっています。

■ ポジティブ・アクション

「積極的改善措置」と併記されることが多く、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差をなくすため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。

国の積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

【ま行】

■ 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのことで、育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていきます。

【ら行】

■ ライフステージ

人間の一生において、出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など、節目となる出来事によって区分される生活環境の段階のことをいいます。

家族については、新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられます。

■ 労働力率

人口に対する労働力人口(就業者と、働く意欲と能力をもち求職活動であるものの就業機会を得られない者の合計)の割合をいいます。

【わ行】

■ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」ともいいます。誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

第2節 関連法規

○男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
改正 平成11年7月16日法律第102号
同11年12月22日同第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会

が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同

参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変

更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的

協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 3 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成11年6月23日法律第78号）

[抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附則（平成11年7月16日法律第102号）

[抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 一 略

(2) 附則第10条第一項及び第五項、第14条第三項、第23条、第28条並びに第30の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)

[抄]

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 憲章

平成19年12月18日策定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕
（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加

など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

[仕事と生活の調和が実現した社会の姿]

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

[関係者が果たすべき役割]

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながるものがないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日 法律第64号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 基本方針等（第5条・第6条）
- 第3章 事業主行動計画等
 - 第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）
 - 第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）
 - 第3節 特定事業主行動計画（第15条）
 - 第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）
- 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）
- 第5章 雑則（第26条—第28条）
- 第6章 罰則（第29条—第34条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する

る施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勧案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勧案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勧案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の

数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児

又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の

構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定

による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、

又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活

躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ず

る措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業

主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五

十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号
最終改正：令和元年法律第46号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又は

その婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自

ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努め

なければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者

から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）

の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記

載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通

知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定に

より当該命令を取り消す場合について準用する。
3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護

(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者

第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号）

抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

真岡市男女共同参画推進条例

平成22年12月15日
条例第33号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第20条）

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等（第21条—第23条）

第4章 真岡市男女共同参画審議会（第24条）

第5章 補則（第25条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて様々な取組が進められてきた。また、国際情勢や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の最重要課題と位置づけ、総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法が制定された。真岡市では、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を積極的に展開してきた。このことによって、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されているが、今なお社会における制度や慣行の中に見直すべき課題が存在している。このような現状を踏まえて、真岡市は、男女が社会の対等な構成員として、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の早期実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し又は滞在するものをいう。

(3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。

(4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。

(5) 学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。

(6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。

(7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら推進すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国、県等と連携しつつ、率先してこれに取り組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推

進するため、必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、それぞれが互いに協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び仕事と生活の両立に配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取り組むものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

(教育に関わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、次代を担う子どもの教育に関わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に基づいた教育を行うものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する真岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(意識の啓発)

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による男女共同参画の推進に

ついで自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育の分野における施策)

第12条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成その他の男女共同参画の推進のための必要な措置を講ずるものとする。

(農林業及び家族経営的な商工業等の分野における施策)

第13条 市は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野で、男女がそれぞれの能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることにより、充実感をもって働ける環境づくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第14条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるよう仕事と生活の両立に配慮した取組に必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者が仕事と生活の両立が図られるようにするための情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行っている事業者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組を公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、協力するものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出があったときは、適切に対応するものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(積極的改善措置)

第18条 市は、政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、積極

的改善措置を講ずるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項について調査及び研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別による権利侵害の禁止)

第21条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他の男女間において身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

4 前3項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第22条 市は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応しなければならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第23条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはならない。

第4章 真岡市男女共同参画審議会

(真岡市男女共同参画審議会の設置)

第24条 男女共同参画社会の形成の推進に資するため、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議し、必要と認める事項について、市長に意見を述べること。

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場

合において、男女のいずれの委員の数も、委員総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、市民、事業者、関係機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

真岡市男女共同参画推進条例施行規則

平成23年3月31日

規則第15号

改正 平成28年3月31日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、真岡市男女共同参画推進条例(平成22年条例第33号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 条例第15条第1項の表彰(以下「表彰」という。)の対象となるものは、男女共同参画の推進に関する次の各号のいずれかに該当する取組を積極的に行っている事業者とする。

(1) 性別にとらわれない能力活用や職域拡大のための取組

(2) 仕事と家庭生活その他の活動との両立を支援するための取組

(3) 男女の人権に配慮した、働きやすい又は活動しやすい環境づくりのための取組

(4) 前各号に定めるもののほか、男女が共同して参画することのできる環境づくりのための取組

(表彰の応募又は推薦)

第3条 表彰は、表彰を受けようとする事業者からの応募又は市民の推薦により行うものとする。
2 前項の応募及び推薦をしようとするものは、真岡市男女共同参画推進事業者表彰応募(推薦)書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

(表彰の審査)

第4条 市長は、前条の規定により応募又は推薦のあった事業者について、条例第24条に規定する真岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の審査を経て、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の実施)

第5条 市長は、被表彰者に対し、賞状を授与する。

(申出の方法)

第6条 条例第17条の意見の申出は、真岡市男女共同参画に係る意見申出書(様式第2号)を市長に提出して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項であるときは、対応しないものとする。

(1) 裁判所において係争中又は判決若しくは裁決等により確定した事項

(2) 行政庁において不服申立ての審理中又は裁決若しくは決定した事項

(3) 監査委員に対して住民監査請求が行われている事項

(4) 議会に陳情又は請願が行われている事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が対応することが適当でないと認める事項

2 前項ただし書の場合において、市長は、真岡市男女共同参画に係る意見不処理通知書(様式第3号)により申出者に通知するものとする。

(申出者への通知)

第7条 市長は、申出への対応を決定したときは、その内容を真岡市男女共同参画に係る意見申出の対応通知書(様式第4号)により、当該申出を行ったものに通知するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長の選出は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 審議会は、特定の事項を調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

6 前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

7 部会における調査及び審議の状況並びにその結果は、次の審議会にこれを報告する。

(関係人の出席)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第12条 審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(審議会の運営)

第13条 前5条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に第1条の規定による改正前の真岡市男女共同参画推進条例施行規則の規定、第2条の規定による改正前の真岡市市民活動推進センターの設置及び管理条例施行規則の規定、第3条の規定による改正前の真岡市ケーブルテレビ施設の設置及び管理条例施行規則の規定、第4条の規定による改正前の真岡市情報公開条例施行規則の規定、第5条の規定による改正前の真岡市情報公開審査会規則の規定、第6条の規定による改正前の真岡市個人情報保護条例施行規則の規定、第7条の規定による改正前の真岡市個人情報保護審査会規則の規定、第8条の規定による改正前の真岡市久保記念観光文化交流館の設置及び管理条例施行規則の規定、第9条の規定による改正前の真岡市福祉事務所長事務委任規則の規定、第10条の規定による改正前の真岡市出産準備手当支給条例施行規則の規定、第11条の規定による改正前の真岡市赤ちゃん誕生祝金支給条例施行規則の規定、第12条の規定による改正前の真岡市助産施設及び母子生活支援施設入所事務取扱規則の規定、第13条の規定による改正前の知的障害者福祉法施行細則の規定、第14条の規定による改正前の真岡市老人福祉法施行規則の規定、第15条の規定による改正前の真岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定、第16条の規定による改正前の真岡市空き缶等散乱防止条例施行規則の規定、第17条の規定による改正前の真岡市ペット霊園施設の設置等に関する条例施行規則の規定、第18条の規定による改正前の真岡市国民健康保険規則の規定、第19条の規定による改正前の真岡市空き地の適正管理に関する条例施行規則の規定、第20条の規定による改正前の真岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

第4次真岡市男女共同参画社会づくり計画

発行 ■令和4年3月

編集 ■真岡市総合政策部市民協働推進室

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

電話：0285-83-8141

FAX：0285-83-5896

E-mail：shiminkyoudou@city.moka.lg.jp

